

八事斎場再整備事業 要求水準書

**令和5年5月
(令和5年7月26日修正)**
名古屋市

目次

第1 総則	1
1 本要求水準書の位置づけ	1
2 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設の種類	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 事業の背景及び目的	1
(5) 八事斎場の位置	2
(6) 整備方針	2
(7) 事業の枠組み	3
(8) 業務内容	3
(9) 事業期間に市が継続して行う業務	4
(10) 事業期間	4
(11) 事業スケジュール	4
(12) 費用負担	5
3 要求水準の変更	5
(1) 要求水準の変更事由	5
(2) 要求水準の変更手続き	5
4 要求水準書に記載のない事項等の協議	6
5 要求水準書の規定の取扱い	6
6 遵守すべき法令等	6
7 事業者に係る基本的事項	6
8 実施体制等	6
(1) 人員体制	6
(2) 共通事項	7
9 モニタリングの実施	7
10 セルフモニタリングの実施	8
11 各種申請及び手続等	8
12 保険の付保	8
第2 施設の機能及び性能に関する要求水準	9
1 敷地条件	9
(1) 敷地概要	9
(2) 既存施設概要	10
(3) 利用状況	10
(4) 既存インフラ整備状況	10
(5) 地盤等の状況	11
(6) アスベスト等の状況	12

(7) 擁壁の状況	12
(8) 水路の状況	12
(9) 道路状況	12
2 新設施設等の要求水準	13
(1) 施設要件	13
(2) 基本要件	14
(3) 構造計画	19
(4) 維持管理・運営に配慮した施設計画	20
(5) 配置・動線計画	20
(6) 外装及びデザイン計画	21
(7) 仕上計画	22
(8) 建具計画	23
(9) サイン計画	24
(10) 設備計画	25
(11) 火葬炉整備計画	35
(12) 外構計画	50
(13) 擁壁整備計画	52
(14) 水路整備計画	53
(15) 道路舗装計画	54
第3 統括管理業務に関する要求水準	55
1 総則	55
(1) 業務の概要	55
(2) 業務の区分	55
(3) 実施体制	55
(4) 報告事項	55
2 業務の要求水準	55
第4 設計業務に関する要求水準	57
1 総則	57
(1) 業務の概要	57
(2) 業務の区分	57
(3) 業務期間	57
(4) 実施体制	57
(5) 報告事項	57
(6) 留意点	58
2 業務の要求水準	59
(1) 事前調査及びその関連業務	59
(2) 設計業務（基本設計・実施設計）	59
(3) 各種関係機関との調整業務	59
(4) セルフモニタリング業務	60
(5) 既存駆し棟の稼働継続にあたっての検討業務	60

(6) その他設計業務において必要な業務	60
第5 建設業務に関する要求水準.....	61
1 総則.....	61
(1) 業務の概要	61
(2) 業務の区分	61
(3) 業務期間.....	61
(4) 実施体制.....	61
(5) 報告事項.....	61
(6) 留意点	63
2 業務の要求水準	64
(1) 建設工事着手前業務.....	64
(2) 建設業務及びその関連業務.....	64
(3) 完工後業務	66
(4) 什器・備品設備等設置業務.....	67
(5) 施設の引渡し業務	68
(6) 各種関係機関との調整業務.....	68
(7) セルフモニタリング業務	68
(8) その他建設業務において必要な業務	69
第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準.....	70
1 総則.....	70
(1) 業務の概要	70
(2) 業務の区分	70
(3) 業務期間.....	70
(4) 実施体制.....	70
(5) 報告事項.....	70
(6) 留意点	72
2 業務の要求水準	73
(1) 解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務.....	73
(2) 解体・撤去に係る設計業務.....	74
(3) 解体・撤去に係る工事着手前業務.....	74
(4) 解体・撤去工事業務及びその関連業務	75
(5) 完工後業務	77
(6) 各種関係機関との調整業務.....	77
(7) セルフモニタリング業務	78
(8) その他解体・撤去等業務において必要な業務	78
第7 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務に関する要求水準.....	79
1 総則.....	79
(1) 業務の概要	79
(2) 業務の区分	79

(3) 業務期間	79
(4) 実施体制	79
(5) 報告事項	79
(6) 留意点	81
2 業務の要求水準	83
(1) 仮設管理事務所に係る事前調査及びその関連業務	83
(2) 仮設管理事務所設計業務	83
(3) 仮設管理事務所設置工事着手前業務	84
(4) 仮設管理事務所設置・撤去業務	84
(5) 完工後業務	85
(6) 備品設置業務	86
(7) 各種関係機関との調整業務	86
(8) セルフモニタリング業務	87
(9) その他獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務において必要な業務	87
第8 工事監理業務に関する要求水準	88
1 総則	88
(1) 業務の概要	88
(2) 業務の区分	88
(3) 業務期間	88
(4) 実施体制	88
(5) 報告事項	88
(6) 留意点	89
2 業務の要求水準	89
(1) 工事監理業務	89
(2) 工事監理状況の報告業務	90
(3) 各種関係機関との調整への協力業務	90
(4) セルフモニタリング業務	90
(5) その他工事監理業務において必要な業務	90

◆ 用語の定義

用語	定義
本書	本要求水準書をいう。
本事業	「八事斎場再整備事業」をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と設計・工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務、工事監理業務をいう。
本敷地	本事業の敷地をいう。
本施設	新設施設、外構、擁壁、水路、道路、仮設施設及び既存施設の全て をいう。
新設施設	新斎場をいう。詳細については、本書の本文による。
仮設施設	獣し棟用仮設管理事務所をいう。詳細については、本書の本文によ る。
既存施設	斎場棟等をいう。詳細については、本書の本文による。
休場期間	本事業に係る工事に伴い、人体火葬を休止する期間。 (令和7年4月1日から令和10年5月31日まで)
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説 明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約 書（案）等を示す。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、 市が監督及び監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、 自ら監視・確認する行為をいう。
別紙資料	本書とともに事業者に求める要求水準をまとめた資料をいう。
参考資料	事業者が提案にあたり、参考とする資料をいう。

◆ 別紙資料

番号	資料名
別紙 01	事業区域図
別紙 02	遵守すべき法令等
別紙 03	モニタリング基本計画書
別紙 04	事業者が加入すべき保険
別紙 05	既存インフラ現況図
別紙 06	諸室性能リスト
別紙 07	事業者が設置する什器・備品等一覧
別紙 08	道路工事範囲図
別紙 09	既存施設位置図
別紙 10	提出図書一覧
別紙 11	福祉都市環境整備指針の適用・解釈等
別紙 12	建設発生土の搬出候補一覧

◆ 参考資料

番号	資料名
参考 a	測量図
参考 b	既存施設の利用状況
参考 c	土壤汚染状況
参考 d	地中障害物位置図
参考 e	既設図面
参考 f	擁壁に関する既往資料
参考 g	工事車両ルート図
参考 h	既存施設有害物質調査報告書
参考 i	要求水準確認チェックリスト（案）
参考 j	P C B 分析調査結果
参考 k	用途地域等変更計画図（案）

第1 総則

1 本要求水準書の位置づけ

本書は、市が本事業を適正かつ確実に遂行する事業者を募集及び選定するに当たり、事業者を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。

本事業に関して前提とする条件や、本事業のうち各業務に関して、市が要求するサービスの最低水準を示すとともに、本事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための資料を提供するものである。

事業者は、本書の内容を十分に確認した上で提案を行うこと。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

八事斎場再整備事業

(2) 対象となる公共施設の種類

ア 名称

名古屋市立八事斎場

イ 種類

火葬場

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

(4) 事業の背景及び目的

市は、名古屋市立八事斎場（以下「八事斎場」という。）を、大正4年6月から供用を開始し、昭和45年度に全面改築を行った。その後、昭和59年度から62年度にかけて火葬炉の入れ替え工事を実施し、環境保全対策として排煙の無煙・無臭化工事及び重油から都市ガス燃料への転換を図り、46基の火葬炉により市内の火葬需要に対応してきた。

平成27年7月には、増加する火葬需要に対応するため、港区南陽地区に30基の火葬炉を備えた名古屋市立第二斎場（以下「第二斎場」という。）の供用を開始し、現在、市内では八事斎場と第二斎場の2か所で市内の火葬需要に対応している。

第二斎場では、1基につき1室の告別収骨室、休憩室が完備され、会葬者のプライベート空間が確保されている一方、八事斎場では炉前のホールでお別れや収骨を行う様式になっているなど、施設機能面において、提供できるサービスに違いが生じている。加えて、八事斎場は現在、経年劣化による施設の老朽化、設備機器等の故障が発生しており、このまま使用し続けた場合、火葬件数がピークになる時期には、八事斎場は使用できなくなることが想定される。その場合、第二斎場のみでは市内の火葬需要に対応ができず、恒常的な火葬待ちが発生し、市民サービスが著しく低下する。これらの課題を解消するために早急に再整備を進める必要がある。

そこで、本事業はこれらの課題への対応を目的として、八事斎場の敷地内において再整備を行うことを目的とする。

さらに、本事業の再整備を効果的・効率的に実施するために民間の能力を活用し、公共サービスの水準の向上を図る。

(5) 八事斎場の位置

所在地：愛知県名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 69 番地

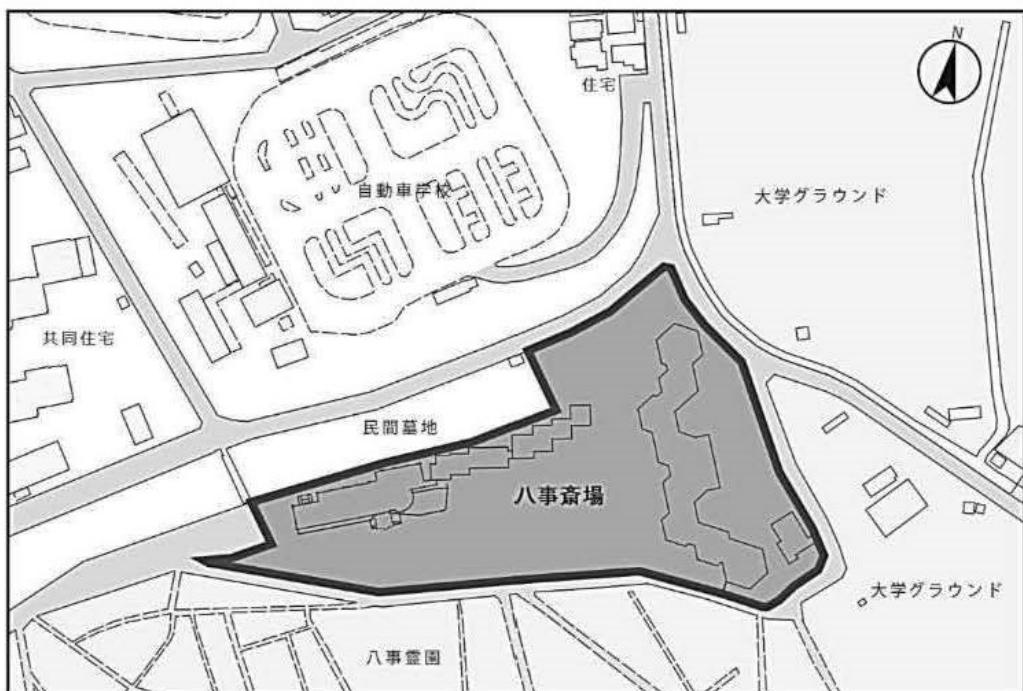


図1 位置図

(6) 整備方針

整備方針は、以下のとおりとする。

ア 施設の老朽化・火葬需要への対応

経年劣化による施設の老朽化への対応として、施設全体の再整備を行う。また、将来的な火葬需要の推計に基づき、火葬件数がピークとなる頃においても対応できるよう、適切な施設規模、火葬炉数を備えた斎場に再整備する。

イ 大規模災害への対応

耐震性の高い施設とともに、非常用発電設備、燃料貯蔵設備及びコーチェネレーションシステム等を設置し、インフラが寸断された場合においても、火葬業務を継続できるようにする。

ウ プライバシーの確保

告別収骨室などの個室を設け、会葬者のプライバシーを確保した空間づくりを行う。また、できる限り会葬者同士が交錯しない動線となるよう配慮した施設とする。

エ 高度な排ガス処理設備の導入

第二斎場と同様に最高水準の排ガス処理設備を設置し、ダイオキシン類などのさらなる低減を図る。

オ バリアフリー化

高齢者や障害者を含めたすべての会葬の方々が利用しやすいようユニバーサルデザインに考慮し、分かりやすくバリアフリーな施設を整備する。

(7) 事業の枠組み

本事業及び関連する事業全体のスキームは以下のとおりである。

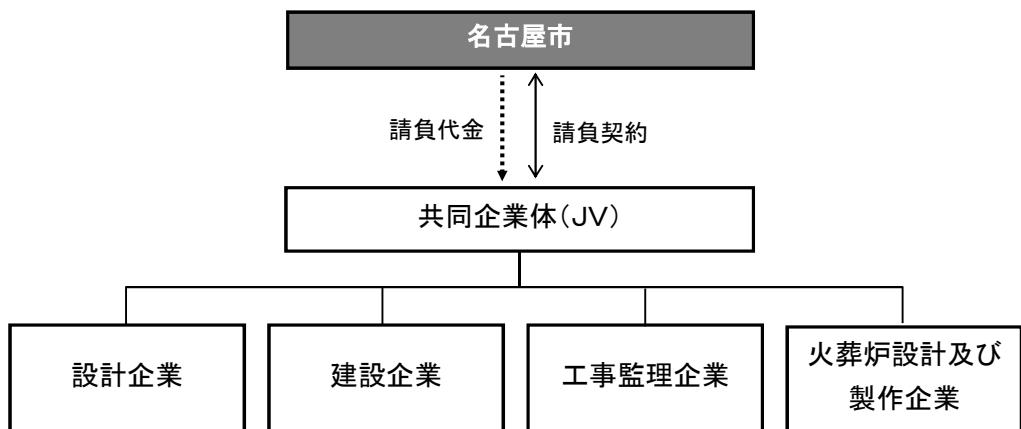


図2 事業全体のスキーム図

(8) 業務内容

本事業において事業者が行う業務は、統括管理業務、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務、工事監理業務により構成される。具体的な業務内容については、本書等において示す。

ア 統括管理業務

- (ア) 統括マネジメント業務

イ 設計業務

- (ア) 事前調査及びその関連業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 各種関係機関との調整業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) 既存獣し棟の稼働継続にあたっての検討業務
- (カ) その他設計業務において必要な業務

ウ 建設業務

- (ア) 建設工事着手前業務
- (イ) 建設業務及びその関連業務
- (ウ) 完工後業務
- (エ) 什器・備品等設置業務
- (オ) 施設の引渡し業務
- (カ) 各種関係機関との調整業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) その他建設業務において必要な業務

エ 既存施設の解体・撤去等業務

- (ア) 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- (イ) 解体・撤去に係る設計業務

- (ウ) 解体・撤去に係る工事着手前業務
- (エ) 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- (オ) 完工後業務
- (カ) 各種関係機関との調整業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) その他解体・撤去等業務において必要な業務

才 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務

- (ア) 仮設管理事務所に係る事前調査及びその関連業務
- (イ) 仮設管理事務所設計業務
- (ウ) 仮設管理事務所設置着手前業務
- (エ) 仮設管理事務所設置・撤去業務
- (オ) 完工後業務
- (カ) 備品設置業務
- (キ) 各種関係機関との調整業務
- (ク) セルフモニタリング業務
- (ケ) その他仮設管理事務所設置・撤去業務において必要な業務

力 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) 工事監理状況の報告業務
- (ウ) 各種関係機関との調整への協力業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) その他工事監理業務において必要な業務

(9) 事業期間に市が継続して行う業務

市は、Ⅱ期工事期間を除く事業期間中に以下の業務を行う。

- ①契約締結日～令和7年3月
 - ・人体、動物火葬受付業務
 - ・火葬料金徴収業務
 - ・人体炉、動物炉運転業務
 - ・人体炉、動物炉維持管理業務
- ②令和7年4月～令和10年5月
 - ・動物火葬受付業務
 - ・火葬料金徴収業務
 - ・動物炉運転業務
 - ・動物炉維持管理業務

(10) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和10年9月30日までとする。

(11) 事業スケジュール

令和10年6月1日の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおりとする。

表1 事業スケジュール

事業期間	
I 期	①設計期間 契約締結日～
	②獣し棟用仮設管理事務所設置 令和6年11月～令和7年2月
	③建設期間 擁壁整備・既存斎場棟等解体工事 新設施設等建設工事 令和7年4月～ ※令和6年度末までは既存施設が継続稼働中であるため、令和6年度末までは必要な駐車台数を確保するなど、業務に支障がない工事のみ施工可。
	④引渡し（新設施設及び外構） 令和10年4月1日
	⑤稼働準備期間 令和10年4月1日～令和10年5月31日
	⑥供用開始日 令和10年6月1日
II 期	⑦既存獣し棟解体工事・ 獣し棟用仮設管理事務所撤去・ 外構整備 令和10年6月1日～令和10年9月30日
	⑧引渡し（本施設全体） 令和10年10月1日
休場期間 令和7年4月1日～令和10年5月31日	

※④引渡し（新設施設及び外構）には新斎場の供用を開始するために必要な擁壁、水路、道路の整備等を含む。

(12) 費用負担

ア 共通

本書に記載された事業者の業務に係る費用については、入札説明書等において、特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担するものとする。

イ 通信費及び光熱水費等の負担

本事業に要する通信費（電話料、テレビ受信料及びインターネット利用に係る費用等）及び光熱水費（電気使用料、水道使用料、下水道使用料及びガス使用料）については事業者が負担する。

3 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- イ 地震、風水害、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス等の感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ウ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- エ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準の変更に伴い、設計・工事請負契約書に基づき事業者に支払う対価を含め設計・工事請負契約書の変更が必要となる場合、契約変更を行うものとする。

4 要求水準書に記載のない事項等の協議

本書に記載のない事項及び疑義は、関係法令等を遵守した上で、市と事業者で協議して判断を行う。

5 要求水準書の規定の取扱い

本書「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」～「第8 工事監理業務に関する要求水準」又は基準等において、仕様その他について具体的に特定の方法を規定しているにも関わらず、当該特定の方法とは別の方法の採用を検討する場合、事業者は、性能を証明した上で、その内容について市と協議を行わなければならない。なお、性能を証明するにあたっては、客観的かつ妥当性を有する資料の提出及び説明をすること。資料の提出及び説明により、当該特定の方法と同等以上の性能が得られると市が認めた場合、事業者は別の方法を採用することができるものとする。

6 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたって、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例（施行細則等を含む）及び要綱等（以下、「関係法令等」という。）を、各業務それぞれの技術者において調査し、遵守すること。また、本事業が公共施設等の整備であることを踏まえ、公共建築工事標準仕様書をはじめとした各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守すること。なお、これにより難い場合は、市と協議し、事業者が各種基準・指針等と同等以上と証明し、市が認めた場合にはこの限りでない。

関係法令等は各々の許認可等手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。なお、許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可等を得ること。また、各種基準・指針等に関して工事着手前までに改定があった場合には、原則として改定した各種基準・指針等を適用する。また、工事着手後の改定については、その適用について協議する。本書と各種法令及び各種基準・指針等の間に相違がある場合、また、各種法令及び各種基準・指針等の内容に相違がある場合、遵守すべき内容等については市の指示によるものとする。

事業者は、許認可等の一覧表（手順、日程等も記載する）、関係法令等及び各種基準・指針等のチェックリストを作成して、市へ提出すること。また、本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事である。

各種法令及び各種基準・指針の詳細は、「別紙 02 遵守すべき法令等」を参照すること。

7 事業者に係る基本的事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に本事業を遂行するものとする。そのため、各業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

8 実施体制等

(1) 人員体制

本書で人員を指定する業務を除いて、事業者の人員体制は提案による。事業者は本書

を満たすために必要な人員を配置すること。

(2) 共通事項

ア 基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たすこと。また、事業者は、本書に記載の市との役割分担に従うとともに、市と連携し、円滑かつ適切に事業が実現可能となるよう必要な体制を確保すること。

- (ア) 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- (イ) 各業務における実施責任を明確にし、適切なリスクの分担を図ること。
- (ウ) 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法を明確にし、適切に機能していること。
- (エ) 各業務の業務従事者間の連絡を密にし、必要な情報の共有及び調整を適切に行うこと。
- (オ) 各業務の実施に必要な各種申請等の手続きに関する関係機関との協議内容を市に報告するとともに、手続き完了後、受理した各種許認可等の書類の写しを速やかに市に提出すること。
- (カ) 市が各業務の実施状況について、事業者に確認・報告を求めた場合は、求めに応じ必要な対応を行うこと。
- (キ) 市が市会や市民等（近隣住民・関係団体も含む）に向けて本事業に関する説明を行う場合や、市で行う各種申請及び行政手続きを行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力をすること。
- (ク) 本事業においては建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用して建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を実施すること。

イ 技術者及び担当者の配置

事業者は、本事業の実施にあたり、各業務における技術者及び担当者（以下、「各業務技術者・担当者」という。）を配置し、設計・工事請負契約の締結後 14 日以内に各業務技術者・担当者を市に通知し、市の確認を受けること。各業務技術者・担当者は、本書に定める要求水準のほか、業務実施にあたり必要な資格・知識、実績を有するものを選定すること。

事業者は、各業務技術者・担当者を変更しようとする場合、当該変更を行う 30 日前までに市に通知し、市の確認を受けること。ただし、統括管理技術者の変更は原則不可とする。

9 モニタリングの実施

市は、事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、「別紙 03 モニタリング基本計画書」の通りとする。なお、モニタリングにおける図書などの報告の受領、確認等の実施により、市が本事業の業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

10 セルフモニタリングの実施

各業務について、事業者は要求水準書等を満たせているか、セルフモニタリングを実施すること。各業務におけるセルフモニタリングの実施方法や内容は、各章において詳細に定める。

事業者は、セルフモニタリング実施計画書を作成し、市の確認を受けること。

事業者は、各業務の履行について要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、業務着手前までに市へ提出するとともに、要求水準及び提案内容を網羅したチェックリスト（「参考 i 要求水準確認チェックリスト（案）」参照）を作成し、確認を受けること。

事業者は、要求水準確認計画書に従い確認を行い、原則として各業務完了 30 日前までにモニタリング基本計画書に記載されている時期に要求水準確認報告書（チェックリスト等を含む）とともに市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

11 各種申請及び手続等

事業者は、全ての業務及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。申請及び手続前に市へ内容の説明を行うとともに、市が必要と認める場合は、申請書等を提出すること。手続き完了後、速やかに各種許認可書類等の写しを提出すること。なお、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

12 保険の付保

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は「別紙 04 事業者が加入すべき保険」のとおりとする。ただし、記載の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容の保険を付保することを妨げるものではない。なお、事業者が当該保険を付保した時は、その証券又はこれに代わるものを作成し、直ちに市に提出すること。

第2 施設の機能及び性能に関する要求水準

1 敷地条件

(1) 敷地概要

本敷地の概要は表 2-1 のとおりである。詳細については、「別紙 01 事業区域図」「参考 a 測量図」を参照すること。なお、敷地に関する規制内容や現況については、本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。なお、敷地と事業地の関係は、表 2-2 及び「別紙 01 事業区域図」に示すとおりである。

表 2-1 敷地概要

項目	概要
地名地番	愛知県名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 69 番地
住居表示	愛知県名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 69 番地
事業地面積	15,191.29 m ²
事業区域面積	16,249.72 m ²
用途地域	第二種住居地域に変更予定
指定建ぺい率	60%
指定容積率	200%
防火地域	準防火地域
高度地区	20m 高度地区に変更予定
その他地域地区	文教地区、緑化地域、都市機能誘導区域、居住誘導区域、宅地造成工事規制区域
土地の所有者	名古屋市

表 2-2 事業地と事業区域の関係

項目	事業地	事業区域
工事（建築の範囲）	○	—
工事（外構の範囲）	○	○

※ 「別紙 01 事業区域図」において、「事業区域」は青枠で囲まれた範囲、「事業地」は赤枠で囲まれた範囲。

※ 事業区域には市道八事 66 号線は含まれず、駐車場用地は含まれる。

(2) 既存施設概要

表 2-3 既存施設概要

区分	内容	
供用開始	1915（大正4）年	
建物用途	火葬場	
駐車場	駐車台数：約130台（内、身障者用5台）	
構造・規模	合計	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：4,844.76 m²
	斎場棟 (1970年竣工/築52年)	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：1,863.56 m² RC造（地上1階／一部地下階） 主な諸室：エントランスホール
	待合棟 (1982年竣工/築39年、一部1972年竣工/築50年)	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：1,155.11 m² RC造（地上2階 ※渡り廊下含む） 主な諸室：無料休憩スペース、売店、喫茶室
	管理事務所棟 (1991年竣工/築31年)	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：1,679.89 m² RC造（地上3階） 主な諸室：事務室、有料休憩室
	獣し棟 (1985年竣工/築37年)	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：105.80 m² S造（地上1階）
	技士待機室	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：21.90 m² S造（地上1階）
	更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：18.50 m² 軽量鉄骨造（地上1階）
設備	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉：46基（うち、大型炉2基） 台車式火葬炉、再燃焼炉付（1対1方式）、全自動バーナ、燃料：都市ガス（天然ガス）13A 遺体保管室 2体保管可 動物炉：2基 再燃焼炉付、燃料：都市ガス（天然ガス）13A 	

(3) 利用状況

既存施設の利用状況については、「参考b 既存施設の利用状況」に示すとおりである。

(4) 既存インフラ整備状況

既存インフラ（上下水道、電気、ガス、通信など）の状況については、「別紙05 既存インフラ現況図」を参照すること。なお、接続位置及び費用負担等については、事業者の判断と責任において、管理者又は供給業者への確認、調整を行い、事業者の提案をもとに市と協議の上、行うこと。また、接続にあたっての工事費用、その他の費用等は、事業者の負担とする。

※「既存インフラの移設が必要な場合のインフラの移設（上水の引き込み位置変更を含む）」及び「既存インフラの耐震化に伴う、引き込み・取り付け部の更新」は、本

事業に含むものとし、事業者の負担とする。

表 2-4 既存インフラ整備状況

インフラ	現状
上水道	上水道整備済
下水道	下水道整備済
都市ガス	都市ガス供給済（現状：敷地北側及び北東側に中圧の本管あり）
電気	引き込み済（高圧 6.6kV 本線予備線方式）
電話等	引き込み済

（5）地盤等の状況

ア 地盤の状況

本敷地の地盤の状況については、一般財団法人国土地盤情報センターに登録されている情報を参考にすることができる。

ただし、設計において、事業者が必要に応じて地盤の状況を確認するために、事業者の負担により地盤調査を行うことを妨げるものではない。なお、事業者が行った地盤調査の結果が登録されている内容と相違しても、要求水準の変更の対象とはならない。

イ 土壤汚染の状況

- (ア) 本敷地は「砒素及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壤が存在する区域があることから、形質変更時届出管理区域に指定されている。本敷地の土壤汚染の状況については、「参考 c 土壤汚染状況」を参考にすることができる。
- (イ) 既存建築物が存在する部分等、未調査となっている範囲（以下、「未調査範囲」という。）については、既存建築物の解体後、速やかに指定調査機関による詳細調査を実施し、汚染範囲を確定させること。また、「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に基づき適切な届出等を行うこと。なお、具体的な調査方法及び施工計画の立案については、関係部署との協議及び「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）」（平成 31 年 3 月、環境省 水・大気環境局 土壤環境課）に基づき実施すること。なお、未調査範囲については、「砒素及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壤が存在しているものとすること。
- (ウ) 事業者の判断により、必要に応じて追加の土壤汚染調査を行うことができる。ただし、関連して発生する一切の費用については、事業者の負担とする。

<名古屋市環境保全条例に基づく区域の指定 HP アドレス>

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77564/joureisitei-208.pdf>

ウ 地中障害物の状況

- (ア) 本敷地には、煙突基礎・杭および煙道、地下埋設油タンクやコンクリートガラ等（以下、「基礎等」という。）の地中障害物が残存していると考えられる（「参考 d 地中障害物位置図」、「参考 e 既設図面」参照）。これらの基礎等は原則としてすべて撤去すること。ただし、最終的な基礎等の撤去範囲は、市との協議により確定するものとする。なお、市との協議結果に基づいて基礎等を残置した場合、残置した基礎等に応じた撤去及び処分に関する費用を減額するものとする。

(イ) 新設施設の杭や基礎関係の計画にあたっては、これらの地中障害物を考慮して計画するとともに、地中障害物の撤去及び処分に伴う工事期間を含めて事業期間中（Ⅰ期の「④引渡し（新設施設及び外構）」までに計画しているものはⅠ期の「④引渡し（新設施設及び外構）」まで、Ⅱ期に計画しているものはⅡ期中）に施工を完了できる工事工程とすること。

(6) アスベスト等の状況

アスベスト含有の恐れのある建材については、市による事前調査結果（「参考 h 分析調査結果」）及び既設図面等を参考にすることができる。なお、事前調査結果に記載のない建材については、関係法令等を考慮し、アスベストが含有しているものとすること。

(7) 擁壁の状況

本事業においては、「既存擁壁の老朽化」及び「耐震化対策」のために擁壁の撤去・新設工事が必要となる。

なお、既存擁壁については、図面や計算書等が不足しているなどの理由から、各種法令及び基準等には適合していないものとみなして扱う。また、靈園の既設擁壁と南東側擁壁及び靈園側擁壁は底盤部で相互に干渉していることが想定される。

本事業において対象とする擁壁については「参考 f 擁壁に関する既往資料」を参照すること。

(8) 水路の状況

本敷地内には東西に横断する水路が存在する。

なお、既設水路の概要は以下のとおりである。

表 2-5 水路の状況

幅	約 800 mm～1,000 mm
深さ	約 1,000 mm～1,200 mm
仕上げ	現場打コンクリート
その他	<ul style="list-style-type: none">・一部斎場敷地の土留として整備されている。・隣接する民間墓地との境界は、水路上部に後付けの擁壁が施工されている。・地区境界の最下流部は、下水道台帳及び現地目視確認より、Φ600 のヒューム管となっており、近傍の雨水マンホールに接続している。

(9) 道路状況

現八事斎場の門扉が市道八事 74 号線の道路上に設置されていることから、八事斎場の再整備に合わせて、既存門扉（基礎含む）の撤去新設及び道路としての整備を行う必要がある。

2 新設施設等の要求水準

新設施設の要求水準を以下に示す。

(1) 施設要件

新設施設は火葬部門、待合部門、管理部門、外構部門から構成するものとする。次に示すほか、施設の詳細、諸室の配置等については事業者の提案とする。

ア 諸室の計画においては、各諸室の機能、諸室相互の関連及び利用者の動線を考慮した計画とすること。

イ 新設施設の整備に伴い整備する、屋根付車寄せや駐車場屋根及び渡り廊下については、延床面積 14,000 m²には含まないものとする。

ウ 諸室の性能は、「別紙 06 諸室性能リスト」によること。

諸室の各室面積は、「別紙 06 諸室性能リスト」に示す面積（諸室として有効な部分の面積）を標準とし、特段の指定がない限り、標準面積±10%以内とすること。但し、要求水準を満たした上で、その有効性を事業提案書内に明示した場合は、その範囲を超えて提案可能とする。

表 2-6 新設施設の施設要件

事業地面積	15,191.29 m ²	
事業区域面積	16,249.72 m ²	
延床面積	約 14,000 m ²	
配置	主に敷地東側（現在の斎場棟付近） ※敷地東側以外に部分的に建物が配置される提案も可とする。	
構造	事業者提案による	
階数	事業者提案による	
火葬炉	人体	24 基（うち大型炉 4 基含む）
	動物	2 基
告別収骨室	12 室以上 ※ただし、可能な限り火葬炉 1 基に対して、1 室の部屋を設けること。なお、全ての告別収骨室を 1 炉に対して 1 室とする場合、可動間仕切り等により隣室と併用できる部屋を 1 室設けること。また、可動間仕切り等は、遮音性に優れたものとすること。	
霊安室	1 室	
待合室	20 室以上 ※ただし、可動間仕切り等により隣室と併用できる部屋を 1 室設けること。なお、可動間仕切り等は、遮音性に優れたものとすること。	
待合ホール	各階（会葬者の利用しない階を除く）に 1 か所以上	
動物お別れ室	1 室	
動物霊安室	1 室	
駐車場	（人体火葬用）：70 台以上（車いす用 5 台以上含む） （動物火葬用）：4 台以上（車いす用 1 台含む） （業者・職員用）：10 台以上 マイクロバス：20 台以上	

表 2-7 新設施設の部門ごとに設ける室等

部門	室等
火葬部門	車寄せ（玄関）、エントランスホール、告別収骨室、靈安室、動物お別れ室、動物靈安室、中央監視室、火葬炉室、炉機械室、残骨灰処理室、集じん灰処理室、薬剤保管庫等
待合部門	待合室、待合ホール、キッズコーナー、授乳室、更衣室、自動販売機コーナー、喫茶・売店コーナー、トイレ等
管理部門	事務室、受付、動物火葬受付、会議室、職員更衣室、職員控室、業者控室、給湯室、清掃員控室、清掃倉庫、救護室、倉庫、サーバー室、職員用トイレ、ガスガバナ室、ガス消火ポンベ室、電気室、発電機室、機械室等
外構部門	植栽、歩道、車路、駐車場、ゴミ置き場等

(2) 基本要件

施設の計画方針は、「官庁施設の基本的性能基準」の各項目に準拠し、下記の水準に適合すること。

表 2-8 新設施設の基本要件

大項目	項目	計画方針
1 社会性	1 地域性	<ul style="list-style-type: none"> 地域性に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 地域特有の文化性が表出されるように、地場産素材の活用に努めること。
	2 景観性	<ul style="list-style-type: none"> 景観性に関する基準は、基本的性能基準のI類とすること。 周辺地域や歩行者からの見え方に配慮し、外構や外観のデザインを工夫することにより、圧迫感を軽減するように計画すること。 建物内外の仕上げについては、周辺環境との調和を積極的に図ること。 周辺の土地利用や景観に配慮した意匠・色彩・緑化とすること。なお、景観計画にあたり、施設の外観デザイン及び色彩、緑化などの修景について、名古屋市景観アドバイザー制度によるアドバイスを受け参考とすること。
	1 全体	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化等への対応として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めること。 「官庁施設の環境保全性に関する基準」による。 建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価を行い、Aランク以上となるように整備し、さらには、Sランクとなるよう努めること。また第三者機関による評価結果を確認できること。
	2 長寿命	<ul style="list-style-type: none"> 「市設建築物の長寿命化設計基準（名古屋市住宅都市局）」による。 合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。
2 環境保全性	3 適正使用・適正処理	<ul style="list-style-type: none"> プレハブ化を採用するなど、現場加工、組立ての削減を検討すること。
	4 エコマテリアル	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルされた材料やリサイクルしやすい材料、健康障害や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするよう努めること。 工事使用材料等は、グリーン購入に努めること。

大項目	項目	計画方針
		<ul style="list-style-type: none"> 舗装の使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフリー材料等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定する。
	5 省エネルギー・省資源	<ul style="list-style-type: none"> 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減のための実行すべき措置について定める計画(R3.10.22)」を踏まえ、「ZEB Oriented」相当以上となるよう整備し、また第三者機関による認証を得ること。建築物省エネ法の基準適合に際しては、外皮基準・一次エネルギー消費量基準について、「公共建築物の環境配慮整備指針（名古屋市住宅都市局）」に基づき上乗せ目標を満たすこと。 断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。 緑化維持のための灌水方法は、省力化、省エネ、省資源を満たす手法とすること。 計画地及び施設、諸室の特性やコスト面に関する充分な検証を行った上で、太陽光や風力、地中熱、地下水等の自然エネルギーを利用した環境設備について、積極的な導入を図ること。 エネルギー・資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用するとともに、ビルエネルギー・マネジメントシステム（BEMS）等により、施設のランニングコストの低減を図ること。
	6 地域生態系保全	<ul style="list-style-type: none"> 計画地周辺の環境保全、向上に配慮すること。 ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出抑制等を図ること。 使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。
	7 周辺環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動の抑制等により周辺の居住環境の保全に配慮した計画とすること。 「名古屋市雨水流出抑制実施要綱」に従い、雨水流出抑制施設（雨水流出抑制槽含む）を設置すること。なお、施設設計にあたり降雨量は1時間63mmと設定すること。 排気・排熱による近隣への影響の無い様に計画すること。 外装材等の反射光による近隣への光害を抑制する計画とすること。 ビル風（風害）対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 適切な低層部の配置や樹木等の設置により影響を軽減すること。 (2) 外部に面する出入口や、外部及び中庭空間において、ビル風により快適性が損なわることがないよう計画すること。 施設の照明設備による近隣への光害を抑制するように計画すること。 廃棄物置場やゴミ置き場において、防虫や動物対策を図ること。
3 安全性	1 全体	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に火葬場として、機能するように計画すること。 災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。特に障害者、子ども、高齢者、外国人など自力で避難することや臨機に対応をとることが困難な利用者（要援護者）には十分に配慮すること。 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。

大項目	項目	計画方針
	2 耐震	<ul style="list-style-type: none"> 耐震に関する性能は、「構造計画に係る要求水準」に示す性能水準とすること。
	3 対火災	<ul style="list-style-type: none"> 耐火に関する性能及び初期火災の拡大防止に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙06 諸室性能リスト」によること。 火災時の避難安全確保に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とし、大規模な火災等の非常時における防災対策や避難の安全性に配慮した施設とすること。 災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。
	4 対浸水	<ul style="list-style-type: none"> 対浸水に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙06 諸室性能リスト」によること。 本敷地において過去に生じた最大の水位及び「名古屋市災害対策実施計画」における「ハード・ソフト両面から対策を推進する災害規模」に該当する洪水・内水氾濫、津波、高潮による浸水深に対して、施設への浸水を防ぐように計画すること。 洪水・内水氾濫や津波等の非常時における防災対策、排水機能の確保や避難の安全性に配慮した施設とすること。特に、電気室及び発電機室・機械室等は、浸水経路の建具はウォータータイト（止水高1m、水密性W-2、漏水量20ℓ/h・m²以下程度）とし、浸水の恐れのある階段やスロープなどに止水板を設けるなど十分な浸水対策を行うこと。 ドライエリアを設ける場合は、ドライエリアからの浸水を防ぐため、想定浸水レベルよりも高い位置に開口部を設けるなど、浸水対策を行うこと。
	5 耐風	<ul style="list-style-type: none"> 構造体に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築非構造部材に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築設備に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。
	6 耐雪・耐寒	<ul style="list-style-type: none"> 耐雪・耐寒に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	7 対落雷	<ul style="list-style-type: none"> 対落雷に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とすること。 関係法令上、設置対象施設とならない場合においても、避雷設備の設置を行うこと。
	8 常時荷重	<ul style="list-style-type: none"> 常時荷重に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	9 機能維持性	<ul style="list-style-type: none"> 機能維持性に関する性能は、基本的性能基準のⅠ類を満たすこと。 商用電源の途絶時においても、3日間（1日当たり10時間）以上、本書で定める機能を維持するために要する電力供給機能を確保すること。 大規模災害時のインフラ（水・電力・ガス等）の確保に配慮した設備計画とすること。
	10 防犯性	<ul style="list-style-type: none"> 「官庁施設の防犯に関する基準」に示す性能水準とすること。 建物内の防犯に関する性能の分類は、「別紙06 諸室性能リスト」によること。 施設計画にあたっては、利用者等の安全性に十分留意すること。 施設の運営を想定した防犯設備を設定すること。 建物外壁を堅固な構造とするとともに、出入口以外の開口部

大項目	項目	計画方針
		<p>からの建物侵入を阻止するため、出入口のある階及びその上階の開口部には侵入防止の為の対策を施す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排気口（ドライエリア内の給排気口を含む。）については容易に近づけず、物を投げ入れられない位置とすること。ドライエリアを設ける場合は、パネル等で適切にふさぎ、ドライエリアへの侵入・物の投げ入れ等を防止すること。 ・開口部の防犯設計として、ガラス単体だけでなく、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含め総合的に検討すること。 ・ガラスの防犯性能について、出入口のある階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とすること。 ・建物周囲や各階において、防犯効果が発揮される箇所に十分な数の管理用カメラを設置し管理用スペースで管理できるようすること。なお、管理用カメラの設置場所については、事前に市と協議の上、計画すること。
4 機能性	1 移動	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・諸室の配置については、運用内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。 ・全ての利用者にとって、安全で円滑に移動できるように計画すること。屋外の通路については、雨天時又は積雪時の安全性の確保についても留意すること。 ・利用者と車両の経路は、原則として交差を避けて計画すること。 ・清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等を確保すること。特に外壁や吹き抜け等の高所に対するメンテナンス性に配慮すること。
	2 操作	<ul style="list-style-type: none"> ・操作に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・緊急時又は施設管理者等に限定される操作部は、誤操作を防止する措置を講ずること。 ・設備システム及び設備機器等の操作性については、維持管理担当者、運営関係者、施設使用者等の利用区分を明確にして、安全性と利便性に配慮すること。
	3 ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に示す性能水準とすること。 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、「福祉都市環境整備指針」など、関係する法令、指針及び基準等を遵守すること。なお、「福祉都市環境整備指針」については、「○整備や配慮が必要な内容」のみならず「○整備や配慮をしていくことが望ましい内容」も遵守すること。なお、「別紙11 福祉都市環境整備指針の適用・解釈等」も適用すること。 ・施設計画全体を通じて、全ての利用者が自力で円滑に目的地まで到達でき、安全・安心、快適、円滑に利用できるよう計画すること。 ・諸室内も車いすで円滑に移動できるよう計画すること。 ・施設内は、原則として段差は設けないこと。
	4 音環境	<ul style="list-style-type: none"> ・音環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室性能リスト」によること。
	5 光環境	<ul style="list-style-type: none"> ・光環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室性能リスト」によること。

大項目	項目	計画方針
6 熱環境 7 空気環境 8 衛生環境 9 振動 10 情報化対応性	6 熱環境	<ul style="list-style-type: none"> 熱環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室性能リスト」によること。
	7 空気環境	<ul style="list-style-type: none"> 空気環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室性能リスト」によること。 シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。 住宅都市局市設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領に基づき、屋内空気中化学物質の濃度測定を行うこと。 結露防止や防カビの対策を行うこと。 施設内は禁煙とし、「市施設における受動喫煙防止のための指針」に基づき敷地内に喫煙スペースを1か所設けること。
	8 衛生環境	<ul style="list-style-type: none"> 衛生環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	9 振動	<ul style="list-style-type: none"> 振動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	10 情報化対応性	<ul style="list-style-type: none"> 情報化対応性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙06 諸室性能リスト」によること。
5 経済性	1 耐久性	<ul style="list-style-type: none"> 耐久性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。設計耐用年数は新築80年とし、維持管理、改良及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。また、外構においても、維持管理や植栽の管理が容易になるように計画すること。 設備機器や仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。 長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
	2 フレキシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> フレキシビリティに関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 長期使用を前提とした改修や更新工事に対応する為に、階高や積載荷重、予備スリープ等を適切に設定し、設備機器や間仕切り位置等が容易に変更できるように計画すること。将来間仕切壁等の位置等の変更が容易にできなくなる避難安全検証法等の採用はしないこと。 維持管理費・運営管理費が増大するような設計・工法は選択しないこと。
	3 作業性	<ul style="list-style-type: none"> 作業性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 供用開始後の維持管理についても十分考慮し、清掃及び点検・保全等が容易で効率的に行える施設となるよう工夫すること。 内外に設置された仕上げ材・設備類への日常メンテナンス作業が、安全かつ効率的に行えるように計画すること。 定期的な点検やメンテナンスにおける設備機器等の停止時においても、施設機能の維持に支障が無いように計画すること。 配管・配線・ダクトスペースについては、共用部から容易に点検が可能とするなど、点検が容易にできるよう計画すること。
	4 更新性	<ul style="list-style-type: none"> 更新性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。

大項目	項目	計画方針
		<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> 配管・配線・ダクトスペースについては、更新が容易にできるよう共用部に面した位置等に設けること。 設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意して計画すること。 上記に加えて、将来の設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。
6 その他	1 新機材・新工法への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。 新機材及び新工法を採用する場合は、将来、更新・改修が容易に実施できるよう汎用性が高いものを採用すること。 新機材及び新工法の採用にあたっては、本事業終了後の特に維持管理費も含めたトータル的なコスト縮減ができるかを考え採用すること。

(3) 構造計画

- ア 計画にあたっては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」及び「市設建築物総合耐震設計基準（名古屋市住宅都市局）」に記載されている条件を満たすこと。
- イ 「市設建築物総合耐震設計基準」の分類は下記のとおりとする。

表 2-9 市設建築物総合耐震設計基準の分類

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	II類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

- ウ 構造形式（耐震構造、制振構造、免震構造）については、性能、経済性、工期、建築計画との整合性などを総合的に勘案し、最適な形式を採用すること。
- エ 積載荷重は、建築基準法および「建築構造設計基準の資料」（以下、「積載基準」という。）に基づき、下表のとおりとする。これらを満たした上で、実況に応じた積載荷重を設定すること。
- なお、積載荷重を超過すると想定される重量機器（炉内台車（運搬車を含む）、枢運搬車、特殊機器等）がある場合（通行する部分も含む）には当該部分について、床荷重の割り増しを行うこと。

表 2-10 諸室ごとの積載荷重 (単位 : N)

室名	床版又は小梁	大梁・柱・基礎	地震力
エントランスホール	3,500	3,200	2,100
告別収骨室	3,500	3,200	2,100
待合室	3,500	3,200	2,100
職員・業者・清掃員控室	2,900	1,800	800
事務室	2,900	1,800	800
屋上(非歩行)	1,000	600	400

※表に記載のない室については、積載基準に基づき、適切に設定すること。

- 才 大地震動に対して、構造体の保有水平耐力は、重要度係数を考慮した必要水平耐力以上とする。
- カ 大地震動時の層間変形角は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合 1/200 以下、鉄骨造の場合 1/100 以下とする。
- キ 大地震動に対して、杭基礎の保有水平耐力は、必要保有水平耐力以上とする。
- ク 液状化等の発生の可能性及びその程度を予測し、液状化の発生の可能性がある場合には、施設が保有すべき性能を維持できるよう適切な措置をすること。
- ケ 大地震動時の構造体の層間変形に対し、それぞれの分類に応じて、建築非構造部材の損傷、移動、脱落等が生じないことを確認すること。
- コ 建築設備の耐震性能は「建築設備耐震設計・施工指針」における耐震クラスを S とした場合の性能水準とすること。

(4) 維持管理・運営に配慮した施設計画

- ア 公共施設の目標耐用年数 80 年以上にわたる建物利用を考慮し、長期修繕計画に基づいたライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。
- イ 長期間の休場ができないという施設特性を踏まえた建築・設備の更新、修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとすること。
- ウ 将来の情報通信技術等への対応が容易な計画とすること。
- エ 建物の冷暖房負荷 (W/m^2) の低減を図り、電気、ガス、水道等の光熱水費を極力抑えた計画を行うこと。
- 才 設備更新における搬入経路の確保を行うとともに、維持管理を容易に行うことができるものとすること。
- カ トイレなどの配置は、配管の更新など修繕工事時における施設機能が確保されるように計画すること。
- キ 地下に污水槽を設置する場合、その配置は維持管理（特に清掃時の臭気対策）に配慮して計画すること。また地下ピット等を雨水流出抑制槽や雨水利用槽として利用する場合、清掃等の維持管理が行いやすい位置に、必要な大きさの沈砂槽を設けること。
- ク 別途発注される管理運営業務に支障がないように配慮すること。また、市が設計業務段階で事業者提案に関する運営上の不都合や支障があるとした事項については、内容を精査し、代替案の提案や修正等、真摯に対応すること。
- ケ 屋上に設備機器等を設置する場合は、屋上に昇降機設備を一部着床させるなど、メンテナンスや機器の更新に配慮すること。
- コ 維持管理・運営に有益となる什器・備品等は、事業者提案によって整備することも可とするが、その配置は維持管理・運営に支障とならないものとすること。
- サ 新設施設（建築設備を含む）の維持管理に必要な備品を、I 期の「④引渡し（新設施設及び外構）」前に納品すること。なお、その数量については維持管理をするにあたって十分なものとし、詳細については市との協議により決定すること。

(5) 配置・動線計画

ア 配置計画

- (ア) 新設施設は、主に事業地東側の立地（現在の斎場棟付近）とする。

※ただし、事業地東側以外に部分的に建物が配置される提案も可とする。

- (イ) 周辺の状況を考慮し、プライバシー確保、外部からの視認性及び調和に配慮した配置計画とすること。また、開口部の配置、形状及び仕様等にも配慮すること。
- (ウ) 靈柩車、マイクロバスの混雑を緩和するよう、受付、出入口、駐車場等の配置を工夫すること。
- (エ) 人体火葬の受付と動物火葬の受付は別に配置すること。
- (オ) 事務室の配置場所については、人体火葬受付、動物火葬受付の双方へのアクセスの利便性に配慮すること。

イ 車両動線

- (ア) 靈柩車の場内への出入りは敷地西側からを原則とすること。靈柩車、会葬者車両、マイクロバスの動線が互いに交錯しないよう配慮すること。
- (イ) 人体炉利用車両と動物炉利用車両の動線の交錯を防止するため、各利用車両の敷地への出入口及び駐車場を分離すること。
- (ウ) 利用者動線と設備関係のメンテナンス車両動線は明確に区分した動線計画とすること。
- (エ) 靈柩車やマイクロバス等の滞留スペースに十分考慮して計画すること。

ウ 利用者動線

- (ア) 靈柩車から柩運搬車への遺体の移動、告別、火葬、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、葬送儀式のスムーズな進行が行える動線を確保し、葬送儀式の独立性、プライバシーに配慮した計画とすること。
- (イ) エレベーター等の動線の結節点には、広いスペースを設けるなど一度に大勢の来場者が安全に移動できるよう配慮した動線計画とすること。
- (ウ) 車両と会葬者の交錯ができる限り避け、安全・安心な利用者動線を確保すること。
- (エ) 災害時の避難動線は、すべての利用者が円滑に避難できるような計画とすること。

エ 職員動線

- (ア) 維持管理・運営上も効率的な動線となるよう配慮すること。
- (イ) 告別収骨室と火葬炉室間は職員が相互に移動できるよう動線を設けること。
- (ウ) 維持管理の観点から、屋上へは最低限1か所以上、エレベーター及び階段にてアクセスできるようにすること。なお、屋上へ着床させるエレベーターの内、1台は人荷共用エレベーターとすること。

(6) 外装及びデザイン計画

- ア 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とすること。
- イ 周辺環境と調和させるとともに斎場として相応しいものとすること。また、火葬炉の煙突は屋根のパラペットの高さを超えないデザインとすること。
- ウ 屋根材及び外壁材は、雨の打撃音や飛行機等の騒音に対して遮音性のある材質とし、施設内への騒音対策を考慮すること。
- エ 施設内の音が外部に対して聞こえないように遮音に配慮すること。
- オ 施設内で利用者が快適に過ごせる断熱性を確保すること。
- カ 防鳥・防虫や鳥害対策として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮すること。
- キ 外装主材及び表面仕上げは耐久性やメンテナンス性（清掃管理も含む）に優れ、

- 斎場としての意匠にも配慮したものとすること。
- ク 外部にさらされる部分は、雨や強風等による耐久性に配慮すること。
- ケ 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とすること。
- コ 外装等の仕上げは、構造躯体の保護を考慮すること。また、外部に露出する鉄部は溶融亜鉛めっきとし、特に来場者から見える鉄部は溶融亜鉛めっき等下地のうえ、フッ素樹脂等耐候性の高い塗装仕上げとすること。
- サ 外装材等の落下による利用者への危険の回避にも留意すること。
- シ 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とすること。また、目隠し板等を設ける場合は外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とすること。
- ス 手摺りの位置、形状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮すること。また、外部手摺り等はさびや腐食を考慮し、原則としてステンレス製とすること。
- セ 各出入口には、その機能に応じて適切な大きさの庇を設けること。特に、主玄関には顔としての意匠性及び耐久性等に考慮した庇のある計画とすること。また、他の庇においても、外観との調和に配慮した形状、仕上げとすること。
- ソ 使用材料等については、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等においてJIS等に基づく旨が記載されている場合、これによること。

(7) 仕上計画

- ア 「木材利用の促進に関する基本計画（令和4年4月 愛知県）」、「名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、玄関やエントランスホールの他、待合室など直接市民が利用する機会が多い部分及び家具等の備品は積極的に愛知県産の木材を使用し木質化を行うものとする。また、木材使用量について、設計業務完了時、建設工事完成時に市に報告すること。
- イ 材料等は、耐久性及び信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること。また、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等においてJIS等に基づく旨が記載されている場合、これによること。
- ウ 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とすること。
- エ 経年による変形や著しい変色、塗膜の剥離が生じないものとすること。
- オ 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止すること。
- カ 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行うこと。
- キ 玄関回りについては、連続性やつながりに配慮し、内外の統一性を図ること。
- ク 内装仕上げについて、各室が同一となった場合、空間の連続性を考慮した仕上げとして統一性に配慮すること。
- ケ 日常行動、交通及び物流等による衝撃で欠損や剥離等が生じない仕様とすること。
- コ 壁面に設置する各種設備機械（消火器・消火栓ボックス含む）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み、突出させないこと。
- サ バックヤード側の主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナーガードを設けること。
- シ カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設けること。
- ス スクリーンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、スクリーンボックスを設けること。
- セ ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014年9月1日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入り

- ガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
- ソ 壁に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設けること。
- タ 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口（600 角以上）により点検できるものとすること。
- チ 天井に取り付ける設備、備品等で落下防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設けること。
- ツ 結露防止や結露水が室内に及ぼない構造とすること。
- テ 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理、定期的なメンテナンスのしやすさに配慮した計画とすること。
- ト 仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとすること。
- ナ 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる建材を含まない材料を使用し、健康に十分に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めること。
- ニ 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮すること。
- ヌ 自然素材や地場資材の採用を積極的に検討すること。
- ネ 利用者の往来が想定される床面にEXP.Jを設ける場合は、仕上材で隠蔽すること。
- ノ 床面に空調吹出口を設ける場合は、周辺の仕上材と調和させること。また、ピンホールの歩行性や硬貨等の落下に配慮し、落下した場合には拾える構造とすること。
- ハ OA フロアを敷設する室等で「別紙 06 諸室性能リスト」及び「別紙 07 事業者が設置する什器・備品等一覧」に重量物が設置または通行する旨が記載されている部屋は、必要に応じて床の補強を行うこと。
- ヒ OA フロアに間仕切壁を設ける場合、部分的に配線経路を確保すること。
- フ 梁型、各種設備機器（目的上隠蔽することができない設備機器を除く。）及びその横引き配管は、天井内に隠蔽すること。
- ヘ 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行うこと。
- ホ 人の触れる部分の間仕切壁については、事故防止に配慮するとともに、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。
- マ 階段等については、落下防止に配慮した計画とすること。
- ミ 吹き抜け等に設ける手すり壁については、物の落下対策や下からの覗き込みに配慮した計画とすること。

（8）建具計画

- ア 日常行動及び交通・物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとすること。
- イ ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入ガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
- ウ 外部に面する建具は、フッ素樹脂等対候性の高い塗装仕上げとともに下部及び上部（建具が壁面と同面の場合）に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止に

努めること。また、室内への浸水を考慮し、下枠両端にステンレス製水抜きパイプ及び床部に排水溝を設置するとともに可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手とすること。

- エ 自動扉は、原則として開口幅 1,200mm 以上のスライド自動扉とし、挟み込み防止、引込み部の巻込み防止等の処置を行う。また安全センサー、扉ガラス衝突防止及び非常時開放装置を設けること。また、主要な外部出入口には、ステンレス製自動扉を設けること。
- オ 重量シャッターは、障害物感知装置を設けること。
- カ 外部出入口の上部全てに庇を設置し、開き扉の場合は、外開きを原則とすること。
出入口の有効開口部は 900mm 以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器、持込備品等が台車等で搬出入可能な寸法であるとともに、梱運搬車・炉内台車運搬車が通行する場所（予備を倉庫等に収納するためのルート等を含む）はそれらが通るための十分な開口幅とするなど、使い勝手を考慮した幅、位置とすること。
- キ 屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置すること。その場合、容易に出入りできるよう適切に階段等を設置すること。
- ク 窓は、室の配置条件・近接性等の要求水準を満たすことができない、又は用途上窓を設けることが望ましくない場合を除き、外気に面する室（廊下等も含む。）には窓を設けること。ただし、視線等に対する配慮が必要な場合については適切な処置を講じること。
- ケ 開放できる窓や防虫の必要な室のガラリ等には、網（ステンレス製）戸を設置すること。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥ネットを設置すること。
- コ ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設けること。
- サ 開口部の位置が低い場合は、手すり等を設置し、落下防止の処置を行うこと。
- シ シリンダー錠はグランドマスターキーに対応したロータリーディスクタンブラー シリンダー錠とし、全ての建具（窓は除く）に設けること。
- ス 窓に設けるクレセント錠は防犯ロック付きのクレセント錠とすること。
- セ すべての建具の押棒及びレバーハンドルは抗菌仕様とすること。
- ソ キープランを作成し、市の確認を受けること。
- タ 使用材料等については、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等において JIS 等に基づく旨が記載されている場合、これによること。

（9）サイン計画

- ア 高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- イ わかりやすく、視認性に優れたサインとし、ISO 規格や JIS 規格の案内用図記号、標準案内用図記号ガイドライン等を積極的に活用すること。
- ウ デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ連続空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。
- エ 外部サインは特に堅固で錆の発生しにくい材質とすること。
- オ サインシートは耐候性仕様とすること。
- カ 施設名称表示を前面道路から視認できる敷地出入口及び主玄関付近の分かりやす

- い位置にそれぞれ設置すること。
- キ 動物火葬に係る出入口は別途案内表示を設置すること。
- ク 車両の敷地出入口に案内サインを設置するとともに、駐車スペースまで円滑に移動できるよう誘導サインを適宜設置すること。
- ケ 総合案内図は、玄関ホール内の主要な動線上に設置すること。
- コ フロア案内図は、各階のエレベーター、階段等付近に設置すること。
- サ 誘導サインは、目的地へ円滑に到達できるよう適切に配置すること。なお、可動扉等により、利用者が使用できる範囲を変更するなどの運営が想定される場合は、マグネット式サイン等を活用するなどし、利用者に分かりやすい案内・誘導等が行えるようにすること。
- シ 各室に室名札を設置すること。また、室名、設置場所、大きさ、表示内容等は、市との協議によるものとすること。

(10) 設備計画

ア 共通事項

- (ア) 総合的・経済的な検討を行って整備すること。
- (イ) 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- (ウ) 高調波抑制対策に努め、受変電設備・設備機器・火葬炉に必要な対策を講じること。

イ 電気設備計画

(ア) 共通事項

- a 施設の適合性、保守管理の容易性、災害時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行うとともに、安定した電力供給システムを構築すること。
- b 環境への配慮と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。
- c 災害時、設備更新時の電気的なバックアップについて考慮すること。
- d 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。また、外部からの見え方にも配慮し、目隠し等を設けること。
- e 高所に配慮した器具は容易に保守管理できるようにすること。
- f 照明設備は、各室において操作できるとともに、事務室から一括管理ができるようにすること。
- g ケーブルは、環境に配慮したエコケーブルを採用すること。

(イ) 電灯設備

a 幹線設備

- 利用形態に合わせ、ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。また、各系統別に消費電力量を把握できるようにすること。
- 将来の幹線増設が行いやすいよう、増設スペースを見込むこと。
- ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。

b 動力設備

- 動力盤配置計画は、保守性や将来の拡張性も考慮すること。
- 火葬炉設備、空調機、ポンプ類、エレベーター等、電力が必要な設備に電源を供給すること。
- 動力制御盤は、各機械室内に整備すること。また、機器の警報は事務室で受信

できるようにすること。

- 高調波対策に留意すること。

c 電灯設備

- 電灯盤配置計画は、保守性や将来の拡張性も考慮すること。
- 照明器具は、装飾的照明と機能的照明に区分し、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
- 省エネルギー・高効率・高寿命タイプ（LED 照明等）を利用するとともに、維持管理の容易なものとすること。
- 器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとすること。特に高所に設置するものについては、落下防止等の安全対策や点検用歩廊、電動昇降装置等により保守が行いやすい計画とすること。
- 事務室から一括管理ができるようすること。
- 点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができるとこと。
- トイレ、非常階段などの人通りが少ない場所等については、人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。
- 照度センサー等により、昼間の消費電力を低減する工夫を行うこと。
- 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は、外光・人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- 屋外照明については、光害に配慮すること。可能な範囲で色温度の低い落ち着きのある照明を工夫すること。
- その他、必要に応じて保安照明を設置すること。
- コンセント設備は各諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。
- 保守管理に必要なコンセント（防水カバー、鍵付き）を屋外に設けること。

d 雷保護設備

- JIS 規格に基づき、雷保護設備を設置すること。なお、雷保護設備の規格は、JIS A 4201-2003 を用いること。

e 接地

- 接地は統合接地方式とする。

(ウ) 受変電設備

- 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- 保守停電時のバックアップ送電に留意すること。
- 点検等による停電が短時間で済む工夫をすること。
- 受変電設備は閉鎖型とし電気室内に設置すること。
- 電気室は保守性や将来の負荷の拡張性も考慮すること。
- 省エネルギーを考慮して、超高効率用の変圧器を計画すること。
- 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- 事務室で遠隔操作ができるようにすること。
- 受変電設備の更新時には、停電により施設が使用できない期間が最小となるように計画すること。

a 高圧受電設備

- 高圧 6.6kV 本線予備線方式とする。

b 高圧幹線設備

- 6.6kV 高圧幹線を更新とする。

c 電力監視設備

- ・事務室に設置し、受変電設備、発電設備、直流電源装置の遠方操作・状態監視・警報監視・電力デマンド監視の監視操作卓、グラフィックパネル・コントローラーなどを含めたシステムを整備すること。

(エ) 電力貯蔵設備

a 直流電源装置

受変電設備制御用と非常照明用とは別々に設けること。

b 無停電電源装置

中央監視設備、情報通信設備及び機械警備設備等の主要機器に対する瞬時停電対策用として設置すること。

(オ) 発電設備

a 非常用発電設備、燃料貯蔵設備、コーチェネレーションシステム

- ・発電設備は、非常用発電設備とコーチェネレーションシステムの併用とする。
- ・非常用発電設備は「業務用（保安用）発電機」及び「消防用（非常用）発電機」に分けて整備すること。
- ・コーチェネレーションシステムは非常時の停電対策だけでなく、省電力も目的としているため、常用での使用を想定した整備とすること。
- ・コーチェネレーションシステムの排熱は空調（冷房・暖房共）に利用することとする。
- ・**小型コーチェネレーションの採用は不可とする。**
- ・発電設備の能力は、機器類の予備電源装置として整備するとともに、**火葬が3回転×3日間（1日当たり10時間）以上滞りなく行えるものとすること。**業務用（保安用）発電機及び消防用（非常用）発電機の燃料種は軽油とし、燃料タンク容量を9,000L以上とする。コーチェネレーションの燃料種は都市ガスとする。
- ・業務用（保安用）発電機及びコーチェネレーションの総容量は1,500KVA以上とする。機器の台数は、業務用（保安用）発電機を1台、**コーチェネレーションを複数台**でシステムを構築すること。なお、業務用（保安用）発電機、コーチェネレーションとともに72時間以上の連続運転が可能なものとすること。
- ・**業務用（保安用）発電機及びコーチェネレーションに接続する負荷は、下表による。**なお、「①発電機運転に必要な負荷」、「②火葬炉設備（排ガス処理設備を除く）8基の負荷」、「③火葬炉設備以外の負荷のうち30～50%程度」については、業務用（保安用）発電機に接続し、商用電源及び中圧ガスが途絶した場合においても火葬業務が継続できることとする。
- ・保安用負荷に接続する、業務用（保安用）発電機及びコーチェネレーションはそれぞれ別系統に分けることとする。
- ・消防用（非常用）発電機は、建築基準法における予備電源の機能及び消防法における非常電源の機能を有することとし、容量及び台数は事業者の提案とする。また、長時間の連続運転が可能なものとする。消防用（非常用）発電機に接続する負荷は、下表による。
- ・起動時の信頼性は高く、運転時の出力は安定した設備とすること。
- ・騒音、振動、排気ガス、燃料、冷却水、ランニングコストなどについて検討し、必要な対策を講じること。**なお、コーチェネレーションシステムに係る窒素酸化物処理の具体的な方法については、事業者の提案とする。**

- ・事務室にて遠隔操作ができるようすること。
- ・業務用（保安用）発電機及び消防用（非常用）発電機の燃料タンクは、災害時には自動ポンプにより給油できるようすること。
- ・給油口付近には、給油作業が行い易いように適切な照度を確保すること。

表 2-11 発電設備に接続する負荷

負荷の用途	負荷の種類	負荷の内容
防災用負荷	非常電源が必要な防災設備・消防設備一式 (排煙機、屋内消火栓ポンプ、屋外消火栓ポンプ、排出ファン(窒素ガス消火設備関連)、非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、非常放送設備、直流電源装置等を想定)	全数
発電機運転に必要な負荷	発電機室給排気ファン 発電機補機 (燃料移送ポンプを含む。)	全数
保安用負荷	照明	「別紙 06 諸室性能リスト」による。
	通信、連絡用機器	全数
	情報処理装置	運営支援システム
	換気設備	告別収骨室、待合室、火葬炉室、事務室、無窓の居室、喫茶・売店コーナー、給湯室、トイレ（職員用トイレを含む）の給排気ファン・外調機等（換気を兼ねる空調設備）の全数
	空調設備	「別紙 06 諸室性能リスト」において、空調の欄が「○」となっている室用の空調設備の全数。
	火葬炉設備 (排ガス処理含む)	8 基
	霊安室保冷庫	全数
	動物炉用冷凍庫	全数
	給水・排水ポンプ	全数
	コンセント	「別紙 06 諸室性能リスト」による。
	監視制御装置	全数

b 太陽光発電設備

- ・屋上に太陽光発電設備 10kW 以上を設置すること。また、発電表示装置を事務室に設置すること。
- ・近隣住民への光害とならないよう、太陽光パネルは低反射型とすること。

(力) 弱電設備

a 構内情報通信設備

- ・マルチキャリア対応とすること。
- ・光回線引込対応とし、MDF 盤より事務室等必要箇所までの光配線ルートを構築すること。
- ・各階各所に整備する HUB 盤は、施錠できる設備とすること。
- ・各 EPS 内は機器発熱、放熱、埃・粉塵の対策を施し、電源コンセントを確保すること。
- ・情報コンセントを整備する諸室は、「別紙 06 諸室性能リスト」を参照し、複数のネットワークにも対応すること。
- ・ケーブルラック等は、LAN 用、電話用、その他弱電用等として、各々分けて計画

を行い、また電源ケーブルと干渉しないような配置計画とすること。

- ・各諸室に配置する情報通信設備は、使用目的・機能・性能を満たした設備とすること。
- ・無線 LAN 接続により利用者がインターネットにアクセスできるように必要な配管配線、電源及び通信機器を含む設備等を整備すること。整備に必要な仕様・位置は通信事業者と調整を行ったうえで施工を行うこと。想定最大使用人数は、200 人程度とする。
- ・詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。

b 構内交換機設備

- ・外線及び内線通話を基本とすること。
- ・原則としてダイヤルイン方式とし、3 回線以上とすること。各諸室に必要に応じて電話端子を設置すること。
- ・停電対応型の多機能電話機を 4 台以上設置すること。
- ・構内交換設備のシステム形式は、停電補償 3 時間以上のデジタル PBX 方式とすること。
- ・各諸室への内線電話の設置については「別紙 06 諸室性能リスト」を参照すること。
- ・施設全体の構内電話交換設備・構内携帯電話システム（PHS）に接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- ・局線については複数の通信事業者の引込み経路を確保するものとし、光ケーブル及びメタルケーブルの引込みができるものとすること。なお、引込み経路については局線と同程度の予備経路を本引込みとは別ルートで設けるものとすること。
- ・電話交換機は、事務室に設置すること。
- ・携帯電話の不感知エリア対策工事用の配線経路、機器スペース及び電源の確保を行うこと。
- ・構内交換装置は次のとおりとする。
 - ① 通話方式はダイヤルイン方式とし、中継台方式にも対応可能とする。
 - ② 施設内のすべての内線電話機（別工事で設置するものも含む）と内線での相互通話が行える機能を設けること。
 - ③ 通話者が通話中の相手に対して、任意に保留音の送出ができる機能を設けること。
 - ④ 受話器外し及びダイヤル途中放棄の場合、一定時間経過後に自動的に警報音の送出を当該内線電話機にて行う機能を設けること。
 - ⑤ 内線電話機を呼び出す際、該当内線が通話中であれば、グループ内の空き内線電話機に自動的に転送し呼出しを行う機能を設けること。
 - ⑥ グループ内のいずれかの内線電話機へ着信があった場合、グループ内の他の内線電話機から応答できる機能を設けること。
 - ⑦ 内線電話機にて特定の番号を入力することにより、あらかじめ登録された内線番号及び外線番号への発信ができるものとし、また、内線電話機ごとに外線番号及び内線番号の登録・変更が容易にできる機能を設けること。
 - ⑧ 内線電話機ごとに国際、市外、市内への外線発信制限の設定及び変更ができる機能を設けること。
 - ⑨ 着信した外線にて通話中の通話者が、任意の内線電話機にその外線通話を

転送し、転送先の内線電話機で継続して通話を行える機能を設けること。

- ⑩ リダイヤル機能を設けること。
- ⑪ 混雑時や業務終了、休日等に自動でメッセージによる対応が可能なよう音声応答装置を設けること。
- ⑫ 電話に対応可能とすること。
- ⑬ ナンバーディスプレイとすること。

c 情報表示設備

- ・動物炉の受付に利用者が来たことがわかる表示装置を事務室に整備すること。
- ・利用者状況等の情報がわかるデジタルサイネージをエントランスホール及び各階利用者から見やすい位置に設置すること。
- ・告別収骨室、待合室ごとに会葬者の葬家名がわかるようにデジタルサイネージを設置すること。
- ・火葬炉の運転状況等、施設の利用状況が把握できる進捗状況モニターを事務室、職員控室等、必要な諸室に設置すること。
- ・デジタルサイネージ及び進捗状況モニターの設置場所から情報入力作業を行う場所までの配管・配線を行うこと。

d 拡声設備

- ・放送設備（非常放送、一般兼用）を設置し、事務室で一括管理できる設備とすること。
- ・放送設備は運営支援システムと連携し、自動音声案内を行えること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- ・会議室には、業務用及び非常用と他に別系統の施設見学や職員研修用を目的とした放送設備を設置すること。また、音響設備（有線・無線マイク、CD、DVD、BD等の再生を可能とすること。）を設置すること。

e 誘導支援設備

- ・将来の設備更新時においても安価で変更可能な設備とすること。
- ・エレベーター、トイレ等に非常呼び出しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と警報音等により事務室に知らせる呼出表示盤を設置すること。

f テレビ共同受信設備

- ・「別紙 06 諸室性能リスト」において指定した諸室にテレビ端子を設けて、地上デジタル放送・各種ラジオ番組を受信可能な設備を設置すること。
- ・テレビを整備する諸室は、「別紙 06 諸室性能リスト」を参照し、取付方法は原則として、壁掛け又は天井吊とすること。

g テレビ電波障害防除設備

- ・新設施設の建設に伴い、近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除設備を設けること。

h 管理用カメラ設備

- ・施設内外の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。
- ・施設内外に設置する管理用カメラは、録画機能を有するものとし、建物外の四周、敷地入口、エントランス、動物火葬エントランス、エレベーター内、告別収骨室、待合ホール、屋上及び駐車場が死角なく見渡せるように設置し、事務室で映像を見る能够性を有するようにすること。詳細な設置場所については、事前に市と協議すること。なお、設置台数・場所について、合理的な理由で市が追加要求した場合は、本事業に含めるものとし、要求水準の変更の対象とはならない。

i 防犯・入退室設備

- ・非常通報装置、連絡用インターhos、入退室管理システム等を設置し、施設内の防犯管理設備を計画すること。
- ・非常に警報を要する設備については、事務室に通報可能とすること。
- ・別途機械警備設置工事に必要な配管及び電源を構築すること。詳細は事前に市と協議すること。

j 電気時計設備

- ・電気時計設備は、親時計(時刻自動修正機能付)を事務室に設置し、施設内要所に子時計を設置すること。なお、電気時計設備は、親時計・子時計に替えて、電波時計とすることも可能とする。

k 非常呼出し設備

- ・名古屋市「福祉都市環境整備指針」に基づき設置すること。なお、「福祉都市環境整備指針」の「○ 整備や配慮が必要な内容」のみならず「○ 整備や配慮をしていくことが望ましい内容」も遵守すること。
- ・呼出表示盤を事務室に設置すること。

(キ) 防災設備

- ・関係法令及び所轄消防署の指導に従い、各種防災設備を設置すること。
- ・事務室に主防災監視装置を設置し、施設内の防災情報を統括するシステムを構築すること。
- ・防火・排煙制御設備は、事務室自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。

a 自動火災報知設備

- ・自動火災報知設備は総合操作盤とし、感知器は発報場所が特定できる方式とすること。
- ・感知器が発報の際は、受信機の画面平面図上に発報した感知器の位置をポップアップで表示すること。
- ・非常放送と連動し、非常放送により警報を発すること。

b 非常警報設備

- ・関係法令及び所轄消防署の指導に従い、各種設備を設置すること。

(ク) 外構設備

a 電力引き込み

- ・電力会社と協議の上、既設 6.6kV 常用線・予備線を更新すること。
- ・引込負担金が発生した場合は事業者の負担とする。
- ・既存引き込み柱は更新とする。
- ・高圧気中開閉器は更新とする。

b 地中埋設管路・配線

- ・地中埋設の管路は、設備の新設などにより、必要な管路(配線を含む)を新設すること。
- ・既設配管・配線については、配線及び配管も更新すること。

c 外灯設備

- ・外灯照明については、光害に配慮すること。
- ・可能な範囲で色温度の低い落ち着きのある照明を工夫すること。

(ケ) 搬送設備

a 昇降機設備

- 利用者の移動が円滑となるよう、ユニバーサルデザイン対応とし、各種法規に準拠したエレベーターを4基設けること。仕様については以下に示す。なお、人荷共用についてはすべての階に着床させること。（屋上も含む）
- 乗用15人乗り以上（ストレッチャー対応） 1基
- 乗用15人乗り以上 2基
- 人荷共用積載荷重2,000kg以上 1基

ウ 空調設備計画

(ア) 共通事項

- a オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指すこと。
- b 安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。なお、コーポレーティブシステムの排熱を冷房、暖房ともに利用できる空調システムにすることは必須とする。
- c 热源機器配置の集約化や自動制御設備等を導入し、維持管理及び運転管理が容易なシステムとすること。
- d 大気汚染防止法の特定施設に該当する機器を設置する場合は、煙道に排ガスの測定口を設けること。また、測定口は測定用の機器が容易に設置できる場所とすること。
- e 主要な機器類（空調、換気、排煙、自動制御など）は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。
- f 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- g 各諸室に要求される静寂性を確保すること。
- h 設備方式、使用機材及び器材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとすること。
- i 機器更新時を考慮した配置計画とすること。
- j 地震時などの二次災害防止に配慮した計画とすること。
- k 諸室環境に応じた適切な計画を行い結露防止や防カビ対策を行うこと。

(イ) 空調設備

- a 快適な室内環境が確保できるよう計画すること。
- b 省エネルギーを考慮し、居室には全熱交換器を設置すること。
- c 各諸室の温度管理は、事務室で行い、各諸室においても管理できるものとすること。
- d エアコンや空気調和機等に搭載されるフィルター・Vベルト等は清掃・交換時の運転が可能となるように1台につき予備を1セットずつ納品すること。
- e 天井カセット型エアコンやファンコイルユニット等の天井面に設置する空調設備についてはフィルターの清掃性を考慮し、自動昇降機能を有するものとすること。

(ウ) 換気設備

- a 各諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。また、シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。
- b トイレの排気は、専用の独立した換気設備とすること。その他臭気や空気汚染のおそれのあるエリアは、個別設備とすること。
- c 多人数が一定の時間滞在すると想定される待合室、告別室等の諸室については、感染症対策として、一人あたり $30m^3/h$ の換気量を確保すること。

(エ) 排煙設備

- a 建築基準法に従い、排煙設備を設置すること。
- b 諸室環境に応じた適切な排煙方式を選定すること。
- c 排煙口が高所に設置される場合は、操作性に留意して計画すること。

(オ) 自動制御設備

- a 空調設備全体の運用に対し、適切なゾーニング計画に基づく適正な温湿度管理、空気質の管理が行えるシステムとすること。
- b エネルギー管理システム BEMS 等を導入すること。
- c 事務室に中央監視装置を設置し、防災設備が適切に連携されたシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- d 事務室において設備機器類の日常運転や維持管理・異常警報等の監視システムを計画すること（受変電設備を含む）。
- e 管理ゾーニング区分毎に光熱水の使用量が計量及び記録できるようにすること。
- f エネルギー使用の見える化や節電対策が図れるシステムを導入すること。

エ 給排水衛生設備計画

(ア) 共通事項

- a 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とすること。
- b 配管は、合理的なルートとなるよう計画し、経済性や維持管理のし易さに配慮した計画とすること。
- c 諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。
- d 給排水などの配管改修時に施設運営の影響が少ない計画とすること。
- e 地震時などの緊急時への対応及び二次災害防止に配慮した計画とすること。
- f 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- g 給水埋設配管は耐震性を考慮し、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 またはPWA001）とすること。50A以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1種）（JIS K6762）とすること。
- h 敷地北西側にある現状の給水引き込み管は撤去し、敷地北東側から新規で給水を引き込むこと。

(イ) 給水設備

【上水】

- a 必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保できるシステムとすること。
- b 給水方式は衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。
- c 受水タンクの容量は一般利用の想定だけでなく、災害時に上水本管からの供給が停止した場合に火葬業務を継続するための必要水量も考慮して選定すること。なお、その場合の必要水量は職員が 7 日間利用できるだけの容量とし、水質低下を防止するため、自動塩素滅菌装置を設けること。
- d 受水タンクには、感震器運動の緊急遮断弁及び給水栓を設けること。

【雑用水】

- a 雜用水と上水で水源を分ける場合は、雑用水配管と上水配管で配管種を分けることによりクロスコネクションの防止を行うこと。

(ウ) 給湯設備

- a 給湯設備を設置することとするが、設備の種類については事業者の提案による。
- b 維持管理及び更新を考慮し、給湯設備から供給場所までが近距離となるような配置を計画すること。

(エ) 排水通気設備

- a 施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出できるものとすること。
- b 排水管は、排水トラップの破封及び逆流等が生じないよう、適切に通気設備を設けること。
- c エアコン室内機、ファンコイル等まわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して 32A 以上とする。エアコン室内機、ファンコイルユニット等の横引きドレン管がつまつた時の清掃用に横引きドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。
- d 災害時に下水が排水できなくなった場合に備えて、非常時用の汚水槽を設けること。非常時用の汚水槽は維持管理を考慮し、通常時は下水が流れ込まない構造とし、災害時に切り替え栓等により、非常時のみ下水を貯めることができるようすること。なお、非常時用の汚水槽の容量は職員が 7 日間利用できるだけの容量とすること。
- e 排水管（ポンプアップ配管に限る）は耐震性を考慮し、下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とすること。

(オ) 衛生器具設備

- a 衛生的で、障害者や高齢者等にも使いやすく快適性の高い器具を採用すること。
- b 省エネルギー・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。
- c 洋式便器（バリアフリートイレを除く）は、掃除口付の連続使用可能なタンク式であって壁掛け型とし蓋ありの温水洗浄便座付とすること。ライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。洗浄ボタンはセンサー式とすること。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとすること。紙巻器は棚付き 2 連のものとすること。
- d 小便器は自動洗浄とすること。洗面器は自動水栓とし、電気温水器等により温水が使用可能とすること。
- e 各トイレにハンドドライヤーを 1 つ以上設置すること。
- f 各ブース内に L 字型手すりを設けること。
- g 「バリアフリートイレ」は各階（会葬者の利用しない階を除く）2 か所以上設置し、そのすべてにオストメイト用設備を設けること。
- h 「男女共用で利用できる広めのトイレ」を各階（会葬者の利用しない階を除く）2 か所以上設置し、そのすべてにオストメイト用設備を設けること。
- i 「バリアフリートイレ」及び「男女共用で利用できる広めのトイレ」については、利用者に配慮し、できる限り 1 か所に集中させず、分散して配置すること。
- j 介護ベッド（長さ 150cm 以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるもの）を設けた「バリアフリートイレ」を各階（会葬者の利用しない階を除く）に 1 つ以上設置すること。

(カ) 雨水流出抑制施設

- a 雨水流出抑制対策要綱に基づき必要に応じて雨水流出抑制施設を設けること。
- b 必要なポンプを設置すること。

(キ) その他設備

a ガス設備

- 必要箇所に、必要容量のガスを、安全性を確保した上で供給できるシステムとすること。

b 消防設備

- ・関係法令及び所轄消防署の指導等に従い、適宜設置すること。なお、特例申請は行わないものとする。
- ・火葬炉室、火葬炉機械室、発電機室、電気室には窒素ガス消火設備を設けること。

(11) 火葬炉整備計画

ア 基本要件

(ア) 火葬炉設置概要

a 火葬炉設備

表 2-12 火葬炉設備

火葬炉数	人体炉 24 基（うち大型炉 4 基含む） 動物炉 2 基（スペックは人体炉と同様）
主要設備方式	炉床方式：台車式 排ガス冷却方式：ダイオキシン類の発生を防ぎ、均一、急速に冷却できる方式とする。 排気方式：強制排気方式で 1 基に対し 1 排気系統。

b 設計上の留意すべき事項

- ・高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易な設備とすること。
- ・省力化及び省エネルギー化の対策を講じた設備とすること。
- ・火傷防止等安全対策を講じた設備とすること。
- ・作業環境に配慮した設備とすること。
- ・遺体の取り扱いに配慮した設備とすること。
- ・災害等発生時の対応を考慮した設備とすること。
- ・火葬に係る作業全般において、可能な限り自動化を図り、業務従事者が一定の訓練を受けることにより早期に火葬業務が実施できる設備とすること。
- ・危険防止及び操作ミス防止対策を考慮したシステムとすること。
- ・火葬炉整備は、関係法令等に定めるもののほか、本要求水準を満たす設備を設置すること。なお、本書に明記していないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械設備、計器、装置、資材及び機材等については責任を持って整備すること。
- ・適切な白煙防止対策を講じること。

c 提出する資料

- ・火葬炉の運転計画書（2.5 回/炉・日、施設の運営時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分を想定）を提出すること。

(イ) 火葬重量

火葬炉及び動物炉の火葬重量は次のとおりとすること。

表 2-13 火葬炉及び動物炉の火葬重量

区分	遺体重量等	柩重量	副葬品
人体炉（通常炉）	～100 kg	25 kg	5 kg
人体炉（大型炉）	～120 kg	25 kg	5 kg
動物炉	～100 kg		

(ウ) 最大柩寸法

火葬炉の最大柩寸法は次のとおりとし、当該寸法の柩を収容可能とすること。

表 2-14 火葬炉の最大柩寸法

区分	長さ	幅	高さ
人体炉（通常炉）	2,200 mm	710 mm	570 mm
人体炉（大型炉）	2,300 mm	710 mm	570 mm

a 火葬時間

- 主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分以内(ただし遺体の重量が 80kg 以上の場合にあってはその限りでない) とすること。
- 冷却を開始してから収骨可能な温度となるまでの時間（炉内冷却時間+前室冷却時間）は 15 分以内とすること。
- 火葬時間の短縮に資する機器の詳細な仕様については事業者の提案による。

b 火葬回数

- 人体炉の火葬回数は平常時において最大 3 回/炉・日とする。ただし、災害発生時等の非常時には最大 5 回/炉・日（**都市ガス途絶時は最大 3 回/炉・日**）の火葬を可能な設備とすること。
- 動物炉の火葬回数は平常時において最大 5 回/炉・日とする。

c 使用燃料

- 都市ガスとすること。

d 主要設備方式

- 炉床方式：台車式
- 排ガス冷却方式：空気冷却方式または熱交換冷却方式
- 排気方式：強制排気方式で、1 基に対し 1 排気系統とすること。異なる排気系列との接続は行わないこと。動物炉も人体炉同様の仕様とすること。

e 燃焼監視・制御

- 人体炉は事務室から直接目視しやすい位置に配置すること。
- 各燃焼炉の燃焼・冷却・排気ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録は、コンピューターで一括して行うことができ、事務室で火葬炉の状態が表示されること。
- 記録したデータを市に提出できるよう、必要に応じて各種データを出力可能であること。
- 火葬炉の運転で自動化が図られた部分も含め、火葬開始から終了まで全ての工程で手動でも運転操作が可能となるよう整備すること。
- 危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、災害時、各装置がすべて安全側へ作動するようフェイルセーフ回路を設けること。
- 業務従事者の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50°C以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。

f 異常・災害時の運転

- 炉内温度、炉内圧力、排気ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に火葬を継続できるシステムとすること。
- 停電時には、発電設備から電力供給を受け、本書「第 22 (11) (ク) 環境保全対策基準」の基準を満たす火葬が継続できるシステムとすること。
- 都市ガスの供給が遮断された場合には、代替燃料である軽油の使用に切り替え、

火葬が継続できる設備とすること。

g その他条件

- ・保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- ・火葬炉のオーバーホール、更新を考慮した配置とすること。

(エ) 動物炉

動物炉の性能及び規格は人体炉（通常炉）と同等とすること。ただし、動物炉に関しては個別収骨を行うことは想定していない。

(オ) 材料及び機器の選定

- a 材料及び機器は、本書を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者が検討したうえで、最適なものを選定すること。
- b 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とすること。また、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。
- c 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。
- d 使用材料及び機器は、次に掲げる項目を満たすこと。
 - ・高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。
 - ・腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
 - ・摩耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐摩耗性に優れていること。
 - ・屋外で使用されるものは、耐候性に優れていること。
 - ・駆動部がある機器は、低騒音、低振動であること。

(カ) 試運転

- ・施設の整備期間中に、すべての火葬炉について試運転を行うこと。
- ・市と協議のうえ、試運転の方法、時期等を明記した試運転要領書を作成すること。
- ・試運転要領書に基づき試運転を実施し、その結果を試運転報告書として市に提出すること。

(キ) 性能試験

供用開始から概ね1か月後に排気ガス等の検査を実施するとともに、その後6カ月以上の期間をあけて2回目の検査を実施し、それぞれ検査結果を報告すること。

なお、排ガス等の検査は、計量法等関係法令に基づく登録・認定を有する機関で行い、計量法の計量証明を提出すること。

a 基本条件

- ・市と協議のうえ、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領書を作成すること。
- ・性能試験実施要領書に基づき試験を実施し、その結果を性能試験報告書として市に提出すること。
- ・試験項目ごとの測定方法、分析方法等は関係法令及び規格等に基づき実施すること。

b 性能試験の留意事項

- ・本施設の供用開始後に、排気ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。
- ・排気ガス、悪臭のうち排気筒での値が定められているものについては、各排気

系列で想定する運転計画に従って実施し、全炉、全系列について行うこと。

- ・騒音、振動に関する測定は、全炉運転（空運転）時に行うことを基本とし、時期については市と協議して決定すること。
- ・契約不適合責任期間内に周辺住民等から苦情が発生した場合には、期間後においても速やかに原因を特定し、対策を講ずること。

c 保証事項

- ・設備、装置及び機器類は、本施設の目標達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営費の削減を十分考慮したものとすること。

d 責任施工

- ・本施設の処理能力及び性能等はすべて事業者の責任により確保すること。また、事業者は本書に明示のない事項であっても、工事の性質上当然必要なものは市の指示に従い、事業者負担で対応すること。

(ク) 環境保全対策基準

a 基本要件

事業者は、自主的に周辺生活環境への影響を把握・検討し、環境基準を遵守すること。

b 周辺生活環境の保全に係る基準

施設整備にあたっては、次の周辺生活環境の保全に係る基準を遵守すること。これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行う。特に、火葬炉整備にあたっては、これらの基準に十分配慮した機器選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

① 火葬炉排ガスに係る基準

排ガスに係る基準は、1つの排気筒出口において次に掲げる基準値以下とする。なお、当該基準は動物炉についても適用される。

表 2-15 火葬炉排ガスに係る基準

規制物質	基準値
ダイオキシン類濃度	0.1ng-TEQ/Nm ³ (平均値)
ばいじん	0.01 g /Nm ³ (平均値)
硫黄酸化物	10volppm (5分間平均値の最大値)
窒素酸化物	50volppm (5分間平均値の最大値)
塩化水素	10volppm (5分間平均値の最大値)

※ 排気筒出口における基準値 (12%O₂換算値)

② 悪臭に係る基準

悪臭については、次に掲げる基準値以下とする。

表 2-16 悪臭に係る基準

項目	指導基準値
臭気指数 (第二種住居地域)	敷地境界において 10 ※排出口においては、25

- ③ 排出灰に係る基準（ばいじん・燃え殻）
排出灰については、次に掲げる基準値以下とする。

表 2-17 排出灰に係る基準

規制物質	基準値
ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g

c 留意事項

特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。また、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

イ 機械設備

(ア) 共通事項

a 一般事項

- 配置は、点検、整備、修理などの作業空間が確保できるよう配置すること。
- 安全性が高く低騒音・低振動のものとすること。
- 騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずること。
- 回転部分、運転部分及び突起部分には、保護カバーを設けること。

b 歩廊、階段、作業床工事

- 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段（梯子）、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業効率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- 歩廊は、行き止まりを設けないこと。（2方向避難の確保）
- 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けること。
- 階段の傾斜角（45度以下）及び蹴上幅及び踏み幅は、統一すること。

c 配管工事

- 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- 要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。
- バルブ類は、定常時の設定（例：常時開）を明示すること。

d 保温・断熱工事

- 火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。
- 使用箇所に適した材料を選定すること。
- 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ケーシング表面温度は、50°C以下となるようにすること。

e 塗装工事

- 機材及び装置は、原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- 塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- 機器類は、本体に機器名を表示すること。
- 配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

f その他

- ・業務に支障が生じないよう、自動操作の機器は手動操作への切替えが可能であること。
- ・火葬中に停電した場合、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- ・将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- ・地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるようにすること。
- ・設備の運転管理等に必要な点検口、試験口及び清掃口を適切に設けること。

ウ 燃焼設備

(ア) 主燃焼炉

表 2-18 主燃焼炉の設備概要

数量	人体炉 24 基（うち大型炉 4 基含む） 動物炉 2 基
形式	台車式
炉内温度	800°C～950°C

- ・ケーシングは、鋼板製とし、隙間から外気が侵入しない構造とすること。
- ・炉の構造は耐熱性、気密性を十分に保持できるものとし、運転操作性、燃焼効率、維持管理性が高いものとすること。
- ・炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有すること。
- ・運搬車による柩の収容、炉内台車の取出しが容易であること。
- ・排ガス基準の遵守のため、燃焼中にデレッキ作業を行わない設備とすること。
- ・遺族の目に触れることを考慮し、焼骨がある程度まとまった形で残るよう炉内温度の設定・調整を行える設備とすること。
- ・火葬炉操作の自動化を図ること。なお、手動操作のときも容易に火葬炉操作が行える設備とすること。
- ・炉内の清掃、点検及び修繕が容易に行える設備とすること。
- ・不完全燃焼を起こしにくい構造、設備とすること。
- ・動物炉の主な仕様は、人体炉と同等とすること。

(イ) 断熱扉

表 2-19 断熱扉の設備概要

数量	26 面（主燃焼炉と同数）
----	---------------

- ・堅牢で開閉操作が容易かつ断熱性、気密性を保持できる構造とすること。
- ・開閉装置が故障の際には手動で開閉が可能であること。
- ・断熱扉が閉じられた状態でのみ火葬ができるシステムとすること。

(ウ) 炉内台車

表 2-20 炉内台車の設備概要

数量	人体炉用 24 台+予備 3 台以上 動物炉用 2 台+予備 1 台以上
付属品	予備台車保管用架台等必要なもの一式

- ・柩の設置、拾骨が容易で、運転操作性が高いものとすること。

- ・十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気が発散しない構造とすること。
- ・台車の表面は、目地無し一体構造とすること。

(エ) 炉内台車移動装置

表 2-21 炉内台車移動装置の設備概要

数量	26 台
付属品	必要なもの一式

- ・安全性、操作性に優れた構造とすること。
- ・炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動ができるものとすること。
- ・故障時においても、手動に切り替えて運転、操作できる構造とすること。
- ・主燃焼炉内への空気の進入を防止できる構造とすること。
- ・動物炉用は、主燃焼炉前で炉内台車を支持、固定して清掃等ができる構造とすること。

(オ) 再燃焼炉

表 2-22 再燃焼炉の設備概要

数量	26 基 (主燃焼炉と同数)
形式	主燃焼炉直上
炉内温度	800°C～950°C

- ・ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有するとともに燃焼効率が高いものとすること。
- ・ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な燃焼温度を火葬開始時から保持できる設備、構造とすること。
- ・混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- ・最大排気ガス量（主燃焼炉排気ガス量+再燃焼炉発生ガス量）時において 1.0 秒以上の滞留時間を確保でき、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。

工 燃焼装置

(ア) 主燃焼炉用バーナ

表 2-23 主燃焼炉用バーナの概要

数量	26 基 (主燃焼炉と同数)
燃料	都市ガス
方式	事業者の提案による
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- ・火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・難燃部に火炎を照射できること。
- ・燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとすること。

(イ) 再燃焼炉用バーナ

表 2-24 再燃焼炉用バーナの概要

数量	26 基 (主燃焼炉と同数)
燃料	都市ガス
方式	事業者の提案による
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- 安全確実な着火と安定した燃焼ができるここと。
- 燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとすること。

(ウ) 燃焼用空気送風機

表 2-25 燃焼用空気送風機の概要

数量	26 基 (主燃焼炉と同数)
方式	バーナ特性に応じた制御方式
付属品	制御装置、その他必要なもの一式

- 運転に支障がなく、安定した制御が可能な容量であること。

(エ) 非常用バーナ

表 2-26 非常用バーナの概要

数量	8 基
燃料	軽油
方式	事業者の提案による
付属品	着火装置、その他必要なもの一式

- 災害時、故障発生時に速やかに着脱が可能なものであること。
- 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。

才 通風設備

(ア) 排風機

- 容量は運転に支障がなく、風量、風圧に余裕を持たせること。
- 排気ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有すること。

(イ) 炉内圧力制御装置

- 炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御が可能であること。
- 炉内を適切な負圧に保持できること。
- 炉内圧力の制御は、炉単位で独立して行えること。
- 高温部で使用する部材は、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- 点検、補修、交換が容易に行える構造とすること。

(ウ) 煙道

- 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排気ガスの通路とすること。
- ダストの堆積がない構造とすること。
- 内部の点検、補修しやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- 熱による伸縮を考慮した構造とすること。

(エ) 排気筒

- 騒音発生の防止と排気ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- 雨水等の進入防止を考慮した適切な構造とすること。
- 排気筒上部にかさ等を設置しないこと。
- 耐震性、耐蝕性、耐熱性を有すること。
- 排気ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口と測定用の足場を設けること。

力 排気ガス冷却設備

(ア) 排気ガス冷却器

表 2-27 排気ガス冷却器の概要

数量	26 基（主燃焼炉と同数）
方式	ダイオキシン類の発生を防ぎ、均一、急速に冷却できる方式とする
付属品	必要なもの一式

- 再燃焼炉から排出される高温ガスを短期間で均一に降温し、ダイオキシン類の再合成の防止ができる構造とすること。
- 耐熱性及び耐蝕性に優れた材質とすること。
- 自動的に温度制御できるものとすること。
- 冷却設備出口における排ガス温度は、200°C以下とすること。

(イ) 排気ガス冷却用送風機

- 運転に支障がなく、安定した制御が可能な容量とすること。
- 低騒音及び低振動とすること。

キ 排気ガス処理設備

(ア) 集じん装置

表 2-28 集じん装置の概要

数量	26 基
形式	バグフィルター
処理風量	余裕率 15%以上
設計出口含じん量	0.01g/m³ N 以下
付属品	集じん灰排出装置、その他必要なもの一式

- 排気ガス処理量は、運転に支障がない範囲で余裕をもたせること。
- 排気ガスが偏流しない構造とすること。
- 排気ガスの結露による腐食や集じん灰の固着が生じない材質・構造とすること。
- 耐熱性及び耐蝕性に優れたものとすること。
- 室内に集じん灰が飛散しないよう密閉された構造とすること。
- 集じん面積、集じん速度及び圧力損失は、運転に支障がないよう余裕を持たせること。
- 結露対策として、加温装置を設けること。
- ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は、運転に支障がないよう余裕をもたせること。
- ランニングコスト、メンテナンスコストを考慮するとともに、保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。
- 動物炉についても、人体炉と同等の性能、構造とすること。

- ・水銀対策を講ずること。方法は事業者の提案による。
- ・その他、必要な装置を設置すること。詳細は事業者の提案による。

(イ) 集じん灰排出装置

- ・捕集した集じん灰は、自動で集じん装置外に搬出され、その後吸引装置で集じん灰を保管する専用容器に移送ができる構造とすること。
- ・人体炉と動物炉の集じん灰排出装置は別系統とすること。

(ウ) 触媒装置（脱硝、ダイオキシン類除去等）

表 2-29 触媒装置の概要

数量	26 基
触媒の種類、充填量	事業者の提案による
その他使用する薬剤等	事業者の提案による
設計出口ダイオキシン類濃度	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下

- ・触媒装置により排気ガス中の窒素酸化物、ダイオキシン類を除去し、基準を遵守すること。
- ・動物炉についても、人体炉と同等の性能、構造とすること。

(エ) その他

- ・本書「第2 (11) (ク) 環境保全対策基準」を遵守するために、必要な装置を設置すること。詳細は事業者の提案による。

ク 付帯設備

(ア) 炉前化粧扉

表 2-30 炉前化粧扉の概要

数量	人体炉用 24 組
材質	ステンレス製

- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉が可能であること。
- ・表面意匠は最後のお別れにふさわしく、室内意匠と調和させたものとすること。
- ・鍵を設置すること。

(イ) 前室

表 2-31 前室の概要

数量	人体炉用 24 組
冷却時間	炉内及び前室内での冷却により、15 分以内で収骨可能な能力とする。

- ・遺族等の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・炉内台車の清掃が容易に行える構造とすること。
- ・炉前化粧扉の解放時でも前室の負圧を保持できること。

(ウ) 残骨灰、集じん灰吸引装置

表 2-32 残骨灰用装置の概要

吸引装置	数量：3 基（人体炉用 2 基、動物炉用 1 基）
集じん装置	数量：バグフィルター3 基 (人体炉用 2 基、動物炉用 1 基) 払落し方式：自動

表 2-33 集じん灰用装置の概要

吸引装置	数量：3 基（人体炉用 2 基、動物炉用 1 基）
集じん装置	数量：バグフィルター3 基 (人体炉用 2 基、動物炉用 1 基) 払落し方式：自動

表 2-34 吸引口装置の概要

数量	事業者の提案による
付属品	吸引ホース、その他必要なもの一式

- ・台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- ・保守点検が容易な構造とすること。
- ・自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるよう整備すること。
- ・容量は、運転に支障がないものとすること。
- ・動物炉の吸引装置は、人体炉と別系統とすること。

(エ) 枢運搬車

表 2-35 枢運搬車

数量	事業者の提案による
形式	電動走行式（充電器内蔵）
寸法・材質	事業者の提案による

- ・柩を靈柩車から告別収骨室まで運搬し、さらに前室の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とし、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- ・炉内台車上に柩の安置が容易に行える装置を備えるものとすること。
- ・バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。
- ・告別収骨室の数に応じ、運営の効率を考慮した数量とすること。

(オ) 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

表 2-36 炉内台車運搬車の概要

数量	26 台（内予備 2 台）
形式	電動走行式（充電器内蔵）
寸法・材質	事業者の提案による
その他	柩運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用を可とする

- ・炉内台車を運搬するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とし、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- ・耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとすること。
- ・炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。

- ・バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。
- ・会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。

(力) 燃料供給設備

- ・火葬ごとの燃料消費量が計測・記録・出力できる構造とすること。

ケ 電気・計装設備

(ア) 一般事項

- ・火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び計装設備を整備すること。
- ・火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
- ・火葬炉の運転管理は火葬炉個別操作盤及び中央監視制御盤で行うものとし、進行状況の監視に必要な機器、表示器、警報装置を備えること。また、火葬炉個別操作盤での操作が中央監視制御盤より優先されるシステムとすること。
- ・火葬炉設備の更新等を考慮した整備をすること。

(イ) 機器仕様

a 一般事項

- ・循環型社会の実現に向けて、エコマテリアルを積極的に採用すること。
- ・配線は電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。
- ・ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。
- ・盤類は原則として防じん構造とすること。
- ・計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報などの項目を設定すること。
- ・3.7KW 以上の電動機には電流計を設けること。
- ・各電動機には原則として現場操作盤を設けること。
- ・電子機器は、停電時に異常が生じないようバッテリー等ですべてバックアップを行うこと。
- ・高調波対策に留意すること。

b 動力制御盤

- ・形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- ・事業者の判断により、適所に分割して設置してもよい。

c 火葬炉個別操作盤

表 2-37 火葬炉個別操作盤の概要

数量	26 面
運転状態表示方式	タッチパネル方式 カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること
内蔵機器	操作機器 一式、計装計器 一式、異常警報装置 一式、その他必要なもの 一式
自己診断機能	インバータの動作、排ガス分析計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なもの

- 火葬炉個別操作盤は、上記の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案による。

d 中央監視制御盤

表 2-38 中央監視制御盤の概要

数量	1 面
運転状態表示	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃焼炉温度、再燃焼炉温度、炉内圧、排煙濃度、酸素濃度、ダンパー開度、冷却器入口温度、冷却器出口温度、バグフィルター差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパー開閉、排風機バイパスダンパー開閉、その他のダンパー開閉、排気筒排ガス温度、排気筒 CO・O ₂ 等濃度の表示機能
内蔵機器	運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データ記録機器、その他必要なもの

- 火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できること。
- 火葬炉ごとの手動運転が、中央監視制御盤により行えるものとすること。
- 各計測データや火葬の開始終了時刻等を収集・記録し、日報・月報・年報の帳票が作成・印刷ができること。また、データや帳票は外部の記憶装置に保存できること。なお、各計測データは連続して記録することとすること。
- 停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御盤が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- 本制御盤の機能は、運営支援システムと相互に接続され、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、故人名等の表示等のデータの共有化ができるものとするが、機能の一部は、燃焼制御装置等に含めても構わない。
- 中央監視制御盤は、上記の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案による。

e 爐前操作盤（化粧扉開閉用）

表 2-39 爐前操作盤の概要

数量	人体炉用 24 面
機能	化粧扉開閉、故人、喪主名等の表示等

- 炉前化粧扉の操作機能及び運営支援システムの表示機能を有すること。

f 計装制御装置

- 火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。
- 計装制御項目は以下の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案による。

表 2-40 計装制御装置の概要

区分 監視項目	制御方法			中央監視制御盤			火葬炉個別操作盤		
	自動 (主な制御装置)	手動	指示表示	記録	警報	指示表示	操作	警報	
主燃焼バーナ火炎	○ 燃焼バーナ		○	※失火時、手動切り替え時	○	○ ○ ○ ○			
再燃焼バーナ火炎	○ 燃焼バーナ		○		○	○ ○ ○ ○			
主燃料炉内温度	○ 燃焼バーナ	○ ○		○	○	○ ○ ○ ○			
再燃焼炉内温度	○ 燃焼バーナ	○ ○		○	○	○ ○ ○ ○			
再燃焼炉酸素濃度	○ 送風機	○ ○		○	○	○ ○ ○ ○			
排ガス処理設備排気ガス濃度	○ 燃焼制御	○ ○		○	○	○ ○ ○ ○			
集じん装置温度	○ バイパスダンパー	○ ○		○ ※バイパス時	○	○ ○ ○ ○			
主燃焼炉内圧	○ 排ガス排出量	○ ○		○	○	○ ○ ○ ○			
集じん装置出入口圧	○ 集じん装置洗浄	○ ○		○	○	○ ○ ○ ○			
運転状態表示			○	○		○			
燃料消費量			○			○		○	
火葬稼働積算時間	各火葬炉の主燃焼炉、再燃焼炉		○	○ ※バーナ点火時		○			
集じん装置稼働積算時間	各集じん装置			○					
燃料緊急遮断(地震感知含む)	○ 燃料遮断装置(各火葬炉)	○ ○		※遮断弁作動時	○	○ ○ ○ ○			
火葬炉緊急停止	各火葬炉設備	○ ○		※操作時	○	○ ○ ○ ○			
残灰吸引圧	残灰吸引装置(各系統)		○		○	○ ○ ○ ○			

コ 運営支援システム整備要件

(ア) 概要

本施設の円滑な運営・管理に必要な運営支援システムを構築すること。

- 火葬炉の稼働状況、告別収骨室、待合室などの施設の利用状況等を統合的に管理するシステムを構築すること。また会葬者及び職員が当該情報を施設内各所の表示器で確認できるようにすること。
- 運用中の「名古屋市斎場火葬予約案内システム」と連携し、火葬予約データの取得、使用火葬炉の自動割り付けなどが行える機能を有すること。
- 取得したデータを館内における案内放送、告別収骨室、待合室への故人名の表示などに利用できること。
- 領収書、分骨証明書等の各種書類の発行
- 人体火葬、動物火葬業務等の料金徴収に係る機能
- 「名古屋市斎場火葬予約案内システム」のシステム改修が不要なものとするこ

と。

- ・その他詳細な仕様については「名古屋市斎場火葬予約案内システム」に準拠するものとすること。

(イ) 機器構成及び仕様

本システムの機器構成は、上記（ア）を満たすことができるもので、事業者の提案とすること。

(ウ) 機能

a 操作機能

次の操作機能を有すること。

- ・受付情報の登録、修正
- ・各施設の運用状況の登録、修正
- ・施設の休止設定
- ・使用設備の手動変更
- ・自動制御機能の手動変更
- ・その他必要な機能

b 自動制御機能

- ・各炉の制御情報（火葬中、冷却中、冷却完了等）の受信、表示ができること。
- ・各施設の運用状況表示は、次の例示を参考に事業者の提案とする。
- ・名古屋市斎場火葬予約案内システムから取得したデータを使用し、自動音声案内を行えること。

表 2-41 各施設の運用状況表示（例）

火葬炉	火葬中、冷却中、冷却完了等
待合室	使用中、清掃中、準備完了等
告別収骨室	告別中、収骨中、清掃中、準備完了等

- ・利用申し込み状況や当日の受付情報（受付番号、受付時刻、故人名、性別、生年月日、死亡年月日）の受信、表示は、次の例示を参考に事業者の提案とする。

表 2-42 利用申し込み状況や当日の受付情報（例）

告別収骨室表示 待合室表示 炉前表示	故人名
進行状況表示モニター	故人名、性別、火葬炉・告別収骨室・待合室の利用番号、火葬経過時間等 各設備の利用状況（火葬炉、待合室、告別収骨室等の利用状況）
総合案内表示	故人名、告別収骨室・待合室の利用番号

c その他

- ・各種データの蓄積、統計処理、帳票類の作成・印刷等ができること。
- ・その他自動制御に必要な機能を有すること。

サ 遺体保冷庫

表 2-43 遺体保冷庫の概要

数量	4 体分
寸法・材質	事業者の提案による
その他	動物冷凍庫との兼用は不可とする

- 遺体を火葬日まで保管する保冷庫を設けること。

シ 動物冷凍庫

表 2-44 動物冷凍庫の概要

数量	1 基以上
寸法・材質	事業者の提案による
その他	遺体保冷庫との兼用は不可とする

- 動物を保管するための冷凍庫を設けること。
- 別添の動物火葬実績に基づき、必要な数量、寸法を提案すること。
- 大型犬も収蔵できる庫内寸法であること。
- -10°C～5°Cの範囲で温度を設定できること。
- 庫内に臭いが染みつかないよう防臭対策を行うこと。

ス その他用具等

- 事業者は必要な工具を納入し、納入工具リストを提出すること。
- 告別用具として、移動可能な祭壇、収骨用具として、告別台及び骨壺、収骨箸を置く収骨台を整備すること。

(12) 外構計画

ア 植栽

- 本敷地内の緑化については、「緑化地域制度マニュアル」（名古屋市緑政土木局）に基づき、計画を行うこと（設計段階で関係部署と協議・相談すること）。なお、本施設は「名古屋市緑のまちづくり条例」により、緑化率5%上乗せの対象となるため、これを遵守すること。ただし、芝生張りを主体とした緑化率の確保は行わないこと。
- 周辺環境に調和した緑化空間を形成すること。特に、敷地外周部については、歩行者等から本施設が視認しにくくなるような植栽計画とすること。
- 利用者が緑を実感できるようにするとともに、周辺地域へ配慮した計画とすること。
- 樹種の選定に当たっては、剪定や刈込の必要性が少ない、かつ枯れにくい常緑樹を選定すること。
- 滞水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとすること。
- 容易に維持管理ができ、また維持管理費用が少なくなるよう工夫すること。
- 車両の出入り等にあたり、支障とならないよう配慮すること。

イ 歩道

- 利用者動線における舗装仕上げ材は降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいように表面を粗面又は滑りにくい材料で仕上げることとし、必要に応じて庇等を設置すること。

ウ 車路

- 車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とすること。

- ・車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、舗装面への白線引きや案内標識等、適宜計画すること。なお、マイクロバスの追い越しが想定される斎場棟前の車路にあっては8m以上の車路幅を確保すること。
- ・舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水樹及び側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とすること。また、通行により舗装面が傷つかないものとすること。
- ・適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とすること。
- ・施設のメンテナンスなども考慮し、十分な幅員の構内通路を整備すること。
- ・安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置すること。
- ・車路に傾斜部を設ける場合は、横断断面を17%以下かつ可能な限り緩勾配とすること。

工 駐車場

- ・一般車両用70台以上（車いす用5台以上を含む）、マイクロバス用20台以上、動物炉利用者用4台以上（車いす用1台を含む）、職員用10台以上を確保すること。
- ・駐車場は一方通行を基本とし、駐車スペースは乗降しやすい広さを確保すること。
- ・車いす使用者用駐車スペースを「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に規定する建築物移動等円滑化誘導基準及び関係法令等に適合するよう、安全性・利便性を考慮した位置に設置すること。
- ・車両の回転半径や全高等を考慮すること。
- ・搬出入車両の滞留スペースに十分考慮して計画すること。
- ・駐車スペースは1台ごとに明示し車止めを設けるとともに、駐車区画線、ナンバリング等の路面標示を施すこと。
- ・適切な箇所に給排水設備を設けること。
- ・建築物や周辺環境及び駐車場に調和した外灯計画とすること。外灯は、自動点滅器及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・駐車場の平均照度を10Lx以上とすること。

オ ゴミ置き場

- ・「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、ゴミ置き場を設置すること。
- ・歩道、空地等から容易に臨めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、ゴミ置き場の位置や規模を工夫し、景観に配慮すること。
- ・事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び再利用可能な資源物ごとの保管場所を設けること。
- ・ゴミ置き場は、犬、猫、カラスなどの小動物により荒らされないよう、適切な対策を行い、清潔に維持されるよう配慮すること。また、生ごみ等の保管場所については臭気対策を講じること。
- ・バックヤードから利便性の高い場所に設置する等、ゴミの搬出経路を考慮した位置に設置すること。
- ・ゴミ置き場周辺に、作業スペースを設け、照明及び電源、給排水を整備すること。

カ その他

- ・経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない計画とすること。
- ・汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とすること。

- ・消防設備を含む各種設備等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は施設との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図ること。
- ・歩道、車路及び植栽等の仕上げの見切りは、縁石を設ける等意匠的及び構造的に適切に処理する等、明確な歩車分離を図ること。
- ・敷地に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入などの機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面などを総合的に勘案し、適切に計画すること。
- ・構内舗装・排水の設計に当たっては、「構内舗装・排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」に記載されているものと同等以上であることを原則とすること。
- ・舗装の種類の選定に当たっては、アメニティ・景観等への配慮、排水負担の軽減などに配慮すること。
- ・排水溝には全てグレーチング等の蓋を設置すること。グレーチング等の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくくよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とすること。
- ・グレーチングなど盗難防止対策を講じること。
- ・歩道などに側溝等を設ける場合は、化粧蓋とするなど、景観面に配慮すること。また、各種マンホール蓋についても景観面に配慮し、化粧蓋とすること。
- ・階段その他段差を設ける場合において、段鼻は段の全長にわたって十分な太さで色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保すること。
- ・夜間等に敷地内へ無断駐車等されないよう、出入口には門扉又は車止めバリカーを設置すること。
- ・消防活動空地等、必要な機能を適切に確保すること。
- ・整備に伴い道路側溝や縁石等に破損又は損傷を与えた場合は、道路管理者等の指定する方法等により、事業者の責任及び負担にて復旧を行うこと。

(13) 擁壁整備計画

ア 共通事項

- (ア) 大地震時の安全性を確保できる構造とすること。なお、擁壁に関する施設の構造及び仕様は「別紙02 遵守すべき法令等」及び関係部署の指導によること。
- (イ) 各方面からの景観へ配慮した擁壁とすること。
- (ウ) 設計及び施工にあたっては、関係部署と協議及び関係法令等に基づき、新斎場建設に支障が無いよう、事業者の責任において費用と工事期間を見込むこと。
- (エ) 当区域は宅地造成工事規制区域に指定されているため、擁壁の再整備にあたっては、宅地造成等規制法に基づく許可を受けること。なお、宅地造成等規制法は改定される予定であり、改正後の許可手続き及び基準等に関しては、国土交通省からの技術助言・マニュアル等に基づき、関係部署と協議すること。
- (オ) 高さが1mを超える任意擁壁の構造は、義務設置擁壁に準じた構造とすること。
- (カ) 現地状況にあわせ適切に水抜きの計画をすること。
- (キ) 維持管理しやすいよう配慮された擁壁とすること。
- (ク) 擁壁の上には転落防止柵を設けるなど、転落防止措置を施すこと。
- (ケ) 擁壁整備に伴い標識等が支障となる場合は、関係部署と協議し、適正に対応すること。

イ 南側擁壁

- (ア) 既存擁壁を撤去・新設すること。
- (イ) 擁壁上部を法面とするなど形状を工夫し、壁高を下げ圧迫感を低減した擁壁とすること。
- (ウ) 敷地面積の有効活用を図る構造形式とすること。
- (エ) 市道八事 74 号線の車両通行への影響を極力避ける整備計画とすること（原則、通行止め不可）。

ウ 北側擁壁

- (ア) 既存擁壁を撤去・新設すること。
- (イ) 事業者提案により、雨水や土等が敷地外へ流出しないよう対策し、乗り入れ部を除き前面道路との高低差が生じない場合は、擁壁の新設を行わない提案も可とする。

エ 靈園側擁壁

- (ア) 既存擁壁はそのままでし、各種法令及び基準等に適合した擁壁を敷地内側に新設すること。また、靈園の既存擁壁に影響を及ぼす事業者提案は認めないものとする。

オ 南東側擁壁

- (ア) 既存擁壁はそのままとし、各種法令及び基準等に適合した擁壁を敷地内側に新設すること。また、靈園の既存擁壁に影響を及ぼす事業者提案は認めないものとする。
- (イ) 道路に面する部分も含め地上に露出する部分に関しては補修及び意匠改修を行うこと。
- (ウ) 事業地内の地盤面が前面道路と同程度の高さとなり、擁壁が不要となる範囲については、擁壁の新設を行わない提案も可とする。

(14) 水路整備計画

建築計画の支障となる場合には当該水路について経路の変更を行うこと。なお、切り回し後の水路ルートについては、事業者提案によるものとし、下記水準を満たすこと。

- 水路の切り回しは原則として、暗渠化は不可とし、開水路として計画すること。
- 幅及び深さは現状の水路と同等以上の流下能力を保持し得るものとすること。
なお詳細事項については、関係部署と協議の上、決定すること。
- 届折部分については緩やかな形状とすること。
- 設計及び施工にあたっては、関係部署と協議を行い新斎場建設及び維持管理に支障が無いよう、事業者の責任において費用と工事期間を見込むこと。
- 水路の切り回しに伴い、周辺敷地の構造物や道路構造物に破損又は損傷を与えた場合は、事業者の責任及び負担にて現況復旧を行うこと。
- 水路の周囲には転落防止用のフェンス等を設置し、施設利用者や施設管理者の安全に対して配慮を行うこと。また、維持管理に必要なスペースを確保すること。
- 水路に掛かる通路橋については、用途別に 1 箇所ずつ、かつ最大 2 か所までとし、幅は 5m 以内とすること。
- 施工中及び完了時に関係部署が行う現地確認及び検査に立会い、協力をすること。また、事前に検査等に必要な書類についても作成すること。

(15) 道路舗装計画

- 道路工事は、市道に認定されている範囲及び既存門扉の撤去工事の影響を受けると考えられる範囲について、舗装及び排水構造物等の撤去・新設を行うこと。
- 道路工事の想定施工範囲は「別紙 08 道路工事範囲図」のとおり。
- 道路に関する詳細な施工範囲、構造及び仕様は、事業者提案に基づき、市と道路管理者が協議を行い決定するため、当該協議の結果によるものとする。
- 道路管理者との協議に必要な図書を作成すること。

第3 統括管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

事業者が実施する設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務、工事監理業務について、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築するため、事業者は統括管理業務を実施する。

- ア 「本書のとおりに本施設及び成果物を完成させること」を実現するため、施設整備を実施する管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）の業務内容を精査した上で役割分担を適切に行なうとともに、各技術者の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うこと。特に本施設の品質確保を実現するため、品質確保プロセスを適切に計画、実行し管理すること。
- イ 事業者は、管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）が適切に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。

(2) 業務の区分

統括マネジメント業務

(3) 実施体制

事業者は、全期間にわたり「統括管理技術者」を配置し、業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。また、各業務の「技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））」を配置すること。なお、統括管理技術者は代表企業から、管理技術者（設計）は設計業務を行う企業から、監理技術者は建設業務を行う企業から、管理技術者（工事監理）は工事監理業務を行う企業から配置すること。

(4) 報告事項

ア 業務計画書

事業者は、統括管理業務着手前に統括管理業務計画書を作成し、契約締結後 14 日以内に以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- 各業務の基本方針
- 業務内容（提案に基づく具体的な内容）
- 実施体制図

イ 統括管理業務報告書

統括管理業務については、以下の報告書を提出すること。

統括管理業務報告書（月次）

2 業務の要求水準

(1) 基本事項

- ア 事業全体の業務を一元的に管理できるマネジメント体制を構築すること。
- イ 事業者内部の管理統制方法、各構成員の管理統制方法を明確にすること。
- ウ 事業者は、事業期間を通して事業全体を統括する統括管理技術者を配置すること。

(2) 統括管理技術者の業務

- ア 各構成員の提案・意見を聴取・調整することにより、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- イ 市との適切なコミュニケーションに努めること。必要に応じて連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置すること。
- ウ 各業務の技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））を確認し、各技術者届を市に提出すること。なお、各業務の技術者が変更となった場合は、速やかに変更後の技術者を確認し、市に届け出ること。
- エ 各業務の技術者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- オ 市及びその他関係機関等との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。
- カ 維持管理及び運営に配慮した施設整備となっているか十分に確認すること。
- キ 各業務の履行状況を明確に把握し、要求水準を満たせているかを定常的かつ適切に把握・管理できる体制を構築し、機能させること。
- ク 各業務のコスト管理を適切に行うこと。
- ケ 各業務のセルフモニタリング業務については、統括管理技術者が取りまとめ要求水準を満たせているか十分に確認し、必要書類等を市へ提出すること。
- コ 要求水準書等の変更事項を市と事前協議した上で、変更事項をまとめた一覧表（各事項の変更金額を含む）を作成し提出すること。また、一覧表作成後は適宜追記又は修正とすること。
- サ 変更金額の根拠資料として、変更事項の数量・単価・金額等の詳細な内容が確認できる内訳書（見積を含む）や図面等（該当部分が一目でわかるような補足資料も含む）を作成し提出すること。
- シ 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- ス その他事業の必要な調整と管理に必要なことを実施すること。

第4 設計業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

設計業務は、本事業において整備する施設が「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」を満たし、本事業の目的に合致して、誰もが安全、快適かつ便利に利用できるサービスを提供することが可能な施設を設計する。

(2) 業務の区分

- ア 事前調査及びその関連業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 各種関係機関との調整業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ 既存廃し棟の稼働継続にあたっての検討業務
- カ その他設計業務において必要な業務

(3) 業務期間

設計業務の期間は、引渡し（新設施設及び外構）及び引渡し（本施設全体）に間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

事業者は、管理技術者（設計）を配置し、業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。設計業務実施体制表には、管理技術者（設計）のほか、配置する建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、火葬炉設備、土木等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、昇降機設備設計担当者に限り、電気設備設計担当者または機械設備設計担当者と兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 設計業務計画書

事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、契約締結後14日以内に以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。設計業務日程表は、調査工程、基本設計工程、実施設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、計画通知等各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- 設計業務着手届（基本設計着手前、実施設計着手前）
- 設計業務実施体制表
- 設計業務日程表
- 管理技術者（設計）届（経歴書、資格証添付）

イ 設計期間中業務に係る必要書類

事業者は、設計期間中に以下の書類について、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、打合せ記録簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。

- ・地質調査等の設計に必要な事前調査報告書
- ・各種申請等の手続きに必要な書類の写し
- ・各種許認可書等の写し
- ・打合せ記録簿
- ・その他設計に必要な書類等

ウ 設計業務に係る必要書類

- (ア) 基本設計及び実施設計終了時には、「別紙10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとすること。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 業務報告書・業務完了届

- (ア) 設計業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。
- (イ) 設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて、市に「設計業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の設計に係る協議を目的とする「設計部会」を開催する。「設計部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は事業者に設計状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗管理

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との協議内容及び設計内容等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

エ 設計変更について

要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関連機関及び府内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

カ その他

事業者は、設計業務完了後すみやかに、公共建築設計者情報システム（PUBDI

S) 利用規約に基づき業務カルテを作成し、市の確認を受ける。また、確認後の業務カルテを（一社）公共建築協会 公共建築設計者情報センターへ提出のうえ業務カルテ受領書を受け取り、設計業務完了後 10 日以内にその写しを市に提出すること。

2 業務の要求水準

(1) 事前調査及びその関連業務

事業者は、本事業に必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。なお、地質調査を行った場合は、調査結果を一般財団法人国土地盤情報センターによる検定を受けた上で、登録の手続きを行うとともに、検定証明書を電子データで提出すること。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

(2) 設計業務（基本設計・実施設計）

ア 業務の実施

(ア) 事業者は、関係法令等に基づき関係部署と事前相談、協議等を基本設計初期段階から行うこと。

(イ) 市は、必要があると認めるときは、設計変更を求めることができる。また、事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。

(ウ) 基本設計及び実施設計時等において、当該部分の計画趣旨や工事計画等について、近隣住民等への説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や参加人数等は市と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

(エ) 建設業務段階において、国土交通省告示第 98 号別添一 1 項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

イ 積算業務

(ア) 基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、内訳書を作成し、提出すること。

(イ) 内訳書は、請負代金内訳書（本事業における内訳書）及び参考代金内訳書（比較用。市に単価コードがある項目について、コード入力したもの）とする。

(ウ) 内訳書は、RIBC2 により作成すること。（RIBC2 とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「營繕積算システム」を指す。）

(エ) RIBC2 データ及び印刷物を提出すること。

(3) 各種関係機関との調整業務

ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。

イ 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築審査課、建築指導課、緑政土木局関係部署等との必要な協議を行うこと。

- ウ 申請及び手続き等で関係機関等に提出した書類及び関係機関等より受理した許認可書等の写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。
- エ 協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

(4) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、設計業務着手前に要求水準確認計画書（チェックリスト含む）を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。なお、内容は「建築（外構を含む。）」、「構造」、「設備（外構を含む。）」及び「土木（擁壁・水路・道路）」に区分し、さらに「設備（外構を含む。）」は、「衛生設備」「空調設備」「電気設備」及び「昇降機設備」「火葬炉設備」に区分すること。
- イ 設計業務に係る要求水準確認計画書のチェックリストにおいては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類等）、確認時期（設計図書の作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。また、要求水準の確認における図面等の資料（以下、「要求水準確認資料等」という。）については、該当部分が一目でわかるように補足資料も併せて作成すること。
- ウ 設計業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとすること。
- エ 基本設計完了時、実施設計完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。なお、設計の各段階において確定することが困難な事項がある場合は、困難な理由を市に説明した上で「施工時、要求水準に適合するよう対応」する旨を要求水準確認報告書に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。

(5) 既存獣し棟の稼働継続にあたっての検討業務

設計時に既存獣し棟の稼働継続を考慮し、獣し棟用仮設管理事務所及び新設施設の配置や施工手順等について十分な検討を行うこと。

(6) その他設計業務において必要な業務

事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第5 建設業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、新設施設の建設工事（火葬炉整備を含む）、擁壁整備工事、水路の切り回し工事及び道路整備工事を行い、「別紙07 事業者が設置する什器・備品等一覧」に示された什器・備品等を設置する。

(2) 業務の区分

- ア 建設工事着手前業務
- イ 建設業務及びその関連業務
- ウ 完工後業務
- エ 什器・備品等設置業務
- オ 施設の引渡し業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他建設業務において必要な業務

(3) 業務期間

建設業務の期間は、引渡し（新設施設及び外構）及び引渡し（本施設全体）に間に合わせるように事業者が計画すること。

なお、建設業務の開始は実施設計完了後とする。

(4) 実施体制

事業者は、監理技術者を配置し、業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。建設業務実施体制表には、監理技術者のほか、配置する意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、火葬炉設備、土木等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、専門別の担当者は複数の分野について兼務することができない。また、監理技術者及び専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。ただし、火葬炉設備担当者は、躯体工事以降について専任かつ常駐して業務を行い、土木担当者は擁壁・水路・道路舗装に関する業務を行う期間について専任かつ常駐を要するものとする。

電気設備、機械設備、昇降機設備及び土木の担当者については建設業務を行う構成員から選任せども、建設業務を行う構成員の一次下請け企業から選任しても良いものとする。

(5) 報告事項

ア 建設業務計画書

事業者は、建設業務着手前に建設業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- 建設業務着手届
- 建設業務実施体制表
- 詳細工程表
- 監理技術者等届（経歴書、資格証添付）

- ・工事記録写真撮影計画書
- ・仮設計画書
- ・使用機材報告書（使用機材毎のメーカー名をまとめた一覧表）
- ・下請負届
- ・施工体制台帳の写し
- ・緊急時の連絡体制表
- ・品質管理計画書

イ 建設期間中業務に係る必要書類

事業者は、建設期間中に以下の書類を作成し、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、工事打合せ簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- ・機器承諾書
- ・使用機材届出書
- ・使用材料届出書
- ・週間工程表・月間工程表
- ・各工種別施工計画書・施工報告書
- ・残土処分計画書・実施書
- ・産業廃棄物処分計画書・実施書
- ・再生資源利用（促進）計画書・実施書
- ・生コン配合計画書
- ・各種計算書各種試験結果報告書
- ・各種出荷証明書
- ・マニフェスト（総括表のみ）
- ・施工体制台帳の写し（追加・変更後隨時）
- ・工事打合せ簿
- ・その他工事施工に必要な届出等

ウ 建設業務に係る必要書類

- ・建設終了時（Ⅰ期工事終了時及びⅡ期工事終了時）には、「別紙10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。
- ・提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとすること。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 業務報告書・業務完了届

- ・建設業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。
- ・建設業務が完了したとき（Ⅰ期工事終了時及びⅡ期工事終了時）は、市に「建設業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の建設に係る協議を目的とする「建設部会」を開催する。「建設部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は事業者に建設状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗管理

工事の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との協議内容及び工事内容等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。

エ 設計変更について

建設業務を進める中、要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 事故対応

工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事故発生報告書を提出すること。

カ 災害対応

名古屋市域において震度5強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度5弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。

また、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。

キ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関連機関及び府内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

ク その他

- ・事業者は、受注時、登録内容変更時及び完了時に工事実績情報を作成し、市の確認を受けたのちに、（一財）日本建設情報総合センターに登録し、登録内容確認書を市に提出すること。
- ・提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。

2 業務の要求水準

(1) 建設工事着手前業務

ア 近隣説明・準備調査等

- (ア) 事業者は、建設工事着手に先立ち、近隣住民等に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- (イ) 建設工事着手前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣住民等への説明会を開催すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- (ウ) 事業者は、騒音・振動に関する関係法令等を遵守することはもとより、近隣施設、近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動等に十分配慮した工事計画で建設工事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて、工事内容の説明を適宜実施すること。
- (エ) 近隣住民等への説明会及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- (オ) 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者等と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

イ 仮設計画

- (ア) 本工事において、設置可能な範囲で道路面等に対して防護柵を設ける。防護柵には完成予想図や整備状況などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
- (イ) 防護柵が既存の外灯等の障害となる場合や防護柵により夜間の明るさが確保できない場合には、仮設照明等により必要な措置を講ずること。

(2) 建設業務及びその関連業務

- ア 事業者は、各種関係連 法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計・工事請負契約書、本書、事業提案書、設計図書、施工計画書及び品質管理計画書に従って施設の建設工事を実施すること。
- イ 事業者は、建設業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「総合施工計画書」を作成し、市の確認を得ること。
- ウ 事業者は、工事にあたって必要となる協議、各種申請及び手続き 各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。
- エ 事業者は、工事期間中、市と協議して定める期限までに月間工程表及び週間工程表を作成し、市に提出すること。
- オ 事業者は、建設業務に当たる者が構成員又は協力会社以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、速やかに市に下請負届にて通知すること。
- カ 事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
- キ 事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は当該検査等又は試験に立会うことができるものとする。
- ク 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

- ケ モニタリング実施のため、市が使用する監督員事務所を設置すること。「監督員事務所特記仕様書（名古屋市住宅都市局）」による1号非常駐とする。
- コ 事業者は、市の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。
- サ 工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む）を行うこと。
- シ 事業者は、工事中の騒音・振動・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないよう周辺の環境保全に努め、安全等の対策を行うこと。
- ス 騒音・振動を発生する特定建設作業などの施工は、低騒音低振動工法を採用するとともに、さらなる騒音・振動の抑制に取り組むこと。また、騒音振動規制法施行規則等に基づき関係省庁その他の関係機関への届出手続き等を行った上で工事に着手すること。
- セ 工事にあたっては、近隣住民、本施設及び周辺施設等の利用者及び周辺交通に配慮した安全対策を十分に行うこと。
- ソ 工事車両出入口は、「参考g 工事車両ルート図」を参考に近隣に配慮すること。また、工事車両について通行禁止となる道路があるので注意すること。なお、通行禁止期間・範囲については、「参考g 工事車両ルート図」による。
- タ 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
- チ 車両出入口・周辺道路等の清掃・保全を行い、周辺住民や通行者へ十分配慮すること。
- ツ 工事場所における夜間、休日警備を適切に行うこと。
- テ 樹木については、移植、撤去（伐採・伐根）とも可能とする。
- ト 建設工事により発生する建設副産物については、関連する法令・基準等に基づき、適切に処分する適正な処理に努めること。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で市に報告すること。
- ナ 工事計画にあたっては、再生資源利用促進（計画・実施）書及び再生資源利用（計画・実施）書を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に搭載されているCREDAS機能により作成し、市に報告すること。
- ニ 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先については「別紙12 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。
- ヌ 雨水排水・湧水排水については、工事期間中に問題が発生しないよう、事業者の責で対応すること。
- ネ 地中に単管を打込む場合や掘削、研り等の作業がある場合は事前に既設図面で配管等の地中埋設物や躯体埋設管の位置を確認すること。また、上記によって正確な位置が把握できない場合は、人力により試験的に施工するなど、安全な方法にて埋設配管の種類、位置、規格、構造等を目視により確認した上で施工すること。（「参考e 既設図面」を参照）
- ノ 業務に伴う電力会社、通信事業者、ガス会社等との調整及び撤去は本事業に含む。
- ハ 既設の配管・配線を撤去する場合は、計画図を市へ提出し、確認を受けること。
- ヒ 工事実施にあたっては、動物炉の運営に支障をきたさないよう、動物炉利用者の車両動線上に案内板を設置するなど、適切な対応を実施すること。なお、案内板の設置等に必要な手続等は事業者の責任及び負担にて対応すること。

- フ 事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
- ヘ 事前調査を含む本工事において、計画地の掘削等により、出土品や遺跡を発見した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、出土品等の取り扱いを含め、市の指示に従うこと。
- ホ 本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに市へ報告し、その対応を協議するとともに、撤去又は残置する地中障害物等の大きさ、位置等を図面化し、市に提出すること。
- マ 施工時間について、原則として夜間、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」に規定する休日（以下「休日」という。）に施工することはできないものとする。
- ミ 工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は、周辺環境を十分に配慮した配置計画とすること。また、働きやすい現場環境に配慮した快適トイレ等の設置を行うこと。
- ム 当該施設、当該施設の駐車車両、隣接する民家・施設及び道路工作物等工事対象外のものを破壊した場合は受注者の責任において原形復旧し、工事中はこれを維持管理すること（公道等も同様）。
- メ 仮設等の撤去後、作業ヤード及び作業通路等の工事で使用した範囲は、速やかに原形復旧を行うこと。特にインターロッキングブロックや柵等に十分注意すること。
- モ 事業者は、関係法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。
- ヤ 事業者は、本工事にて発電機等を設置するにあたり、必要な工事計画届出書等を作成し、関係省庁に届け出を行う。届け出に必要な書類の作成及び電気主任技術者の手配・費用の一切は事業者の負担にて行うこと。
- ユ 敷地境界付近にて工事を行う場合、区域標等の保全を事業者の責任において行うこと。

（3）完工後業務

完工後業務として以下に示す内容を実施すること。なお、以下に示す、「完了検査」は「指定部分（I 期工事）に係る完了検査」を含むものとし、「完工確認」は「指定部分（I 期工事）に係る完工確認」を含むものとする。

ア 完了検査

完了検査は、本施設を市へ引き渡しを行う前段において完了させること。

イ 實施方法

完了検査は、次の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

（ア）シックハウス対策の検査

- ア 事業者は指定部分（I 期工事）に係る完了検査に先立ち、「住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空气中化学物質濃度測定実施要領」により、本施設の対象室における屋内空气中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する什器・備品設備等についても、搬入後に同様に行うこと。
- ビ 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及

び費用負担により、市の指定部分（I期工事）に係る完工確認までには是正措置を講ずること。

(イ) 事業者による完了検査

- a 事業者は、工事の完了後、事業者自身による完了検査、建築基準法等に基づく本施設の完了検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転を行うこと。完了検査及び試運転の実施については、その実施日程を14日前までに市に通知すること。
なお、空調の温湿度測定については、空調負荷がピークとなる時期（夏季・冬季共）に温湿度測定が必要となるため、引渡し後であっても施設との調整を行った上で実施すること。また、引渡し後に試運転調整や測定することがふさわしいものについても空調の温湿度測定と同様に実施すること。
- b 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む）とともに、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
- c 事業者は、工事の完了後、電気事業法に基づき、電気主任技術者の指示を受け、本施設の自家用電気工作物及び施設内の分電盤・動力盤に絶縁抵抗等の性能試験を行い、試験成績書を提出のこと。なお、試験に係る一切の費用は本事業に含まれる。

(ウ) 市の完工確認等

- a 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力をすること。
- b 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認、検査を行うものとする。
- c 市は完工確認の結果、要求水準等の未達事項について期限を定めたうえで、事業者に書面をもって是正や補修等の指示を行うものとする。
- d 市は是正事項の対応後に検査結果通知を事業者に書面にて通知するものとする。

(エ) 完工確認後の是正等

- a 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- b 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から検査結果通知を受けること。

(オ) 完工図書の提出

市による完工確認にあわせて 完工図書を市に提出すること。なお、提出すべき完工図書については、「別紙10 提出図書一覧」を参照のこと。

(カ) 経年検査

建設業務完了1年後に経年検査を行うこと。

(4) 什器・備品設備等設置業務

- ア 事業者は、本施設に必要な「別紙07 事業者が設置する什器・備品等一覧」に示す什器・備品設備等について、調達及び設置を行うこと。
- イ 設置した什器・備品設備等について、「什器備品台帳」を作成して市に提出すること。なお、台帳の様式については市の指定様式とする。
- ウ 什器・備品設備等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。
- エ 設置に際しては、事前に市とのスケジュール調整を行うこと。

- 才 什器・備品設備等の設置にあたっては「別紙 06 諸室性能リスト」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
- カ 什器・備品設備等の所有権は市に帰属するものとする。
- キ 什器・備品設備等の内容及び数量について、本市がしているものを除き、事業者の提案をもとに、市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の確認を得ること。
- ク 事業者は、市の完工確認までに什器・備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。

(5) 施設の引渡し業務

事業者は、市から完工確認の結果を通知され、完成の確認があった後、引渡し予定日までに本施設を市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に市に対して設備等の操作説明等を行い、操作説明後に操作マニュアル等を書類として市へ提出すること。提出書類の内容は施設管理者と協議の上決定とする。引渡しから 12 か月以内は、施設管理者からの運用面において必要な操作等の質疑及び確認に対して、事業者は誠意ある対応を行うこと。

(6) 各種関係機関との調整業務

- ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。
- イ 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築審査課、建築指導課、緑政土木局関係部署等との必要な協議を行うこと。
- ウ 申請及び手続き等で関係機関等に提出した書類及び関係機関等より受理した許認可書等の写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。
- エ 協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

(7) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、建設業務着手前に要求水準確認計画書（チェックリスト含む）を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- イ 建設業務における要求水準確認計画書については、管理技術者（設計）で作成することが適當と判断する部分については管理技術者（設計）に作成させ、管理技術者（工事監理）で作成することが適當と判断する部分については管理技術者（工事監理）に作成させることができる。
- ウ 建設業務に係る要求水準確認計画書のチェックリストについては、設計業務に係る要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等）、確認時期（計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等）、確認者、その他必要な事項を記載すること。また要求水準の確認における図面等の資料（以下、「要求水準確認資料等」という。）については、該当部分が一目でわかるように補足資料も併せて作成すること。
- エ 建設業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討

を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとすること。

- 才 建設業務完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準書等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(8) その他建設業務において必要な業務

事業者は、その他建設業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

既存施設の解体・撤去等業務（以下、「解体・撤去等業務」という。）は、既存施設の解体及び撤去を行い、廃棄物の適切な処分を行う。また、それらに係る設計を行う。

(2) 業務の区分

- ア 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- イ 解体・撤去に係る設計業務
- ウ 解体・撤去に係る工事着手前業務
- エ 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- オ 完工後業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他解体・撤去等業務において必要な業務

(3) 業務期間

解体・撤去等業務の期間は、引渡し（新設施設及び外構）及び引渡し（本施設全体）に間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

事業者は、解体・撤去設計について、管理技術者（設計）を配置し、解体・撤去設計業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。実施体制表には、管理技術者（設計）についての記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、設計業務で配置する管理技術者（設計）と解体・撤去設計にて配置する管理技術者（設計）は兼ねることができるものとする。

また、解体・撤去工事について、監理技術者を配置し、解体・撤去工事工事業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。実施体制表には、監理技術者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、監理技術者は、専任かつ常駐して業務を行うこと。ただし、建設業務で配置する監理技術者と解体・撤去工事にて配置する監理技術者は兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 解体・撤去設計業務計画書

事業者は、契約締結後14日以内に解体・撤去設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。解体・撤去設計業務日程表は、調査工程、設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- 解体・撤去設計業務着手届
- 解体・撤去設計業務実施体制表
- 解体・撤去設計業務日程表
- 管理技術者（設計）届（経歴書、資格証添付）

イ 解体・撤去設計期間中業務に係る必要書類

事業者は、解体・撤去設計期間中に以下の書類について、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、打合せ記録簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。

- アスベスト調査等の解体・撤去設計に必要な事前調査報告書
- 各種申請等の手続きに必要な書類の写し
- 各種許認可書等の写し
- 打合せ記録簿
- その他解体・撤去設計に必要な書類等

ウ 解体・撤去設計業務に係る必要書類

- (ア) 解体・撤去設計終了時には、「別紙10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとすること。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 解体・撤去設計業務報告書・解体・撤去設計業務完了届

- (ア) 解体・撤去設計業務については、「年次業務報告書」を提出すること。
- (イ) 解体・撤去設計業務が完了したときは、市に「解体・撤去設計業務完了届」を提出すること。

オ 解体・撤去工事業務計画書

事業者は、「解体・撤去に係る工事着手前業務」の着手前に解体・撤去工事業務計画書を作成し、当該業務着手30日前までに以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- 解体・撤去工事着手届
- 解体・撤去工事業務実施体制表
- 詳細工程表
- 監理技術者届（経歴書、資格証添付）
- 工事記録写真撮影計画書
- 仮設計画書
- 下請負届
- 解体・撤去工事施工計画書
- 施工体制台帳の写し

カ 解体・撤去工事期間中に係る必要書類

事業者は、解体・撤去工事期間中に以下の書類を作成し、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、工事打合せ記録簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。

なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- 解体・撤去工事工程表
- 解体・撤去工事報告書
- 残土処分計画書・実施書
- 産業廃棄物処分計画書・実施書
- 再生資源利用（促進）計画書・実施書
- 各種試験結果報告書
- マニフェスト（総括表のみ）
- 工事打合せ簿
- その他工事施工に必要な届出等

キ 解体・撤去工事業務に係る必要書類

I期工事における解体・撤去等業務終了時及びII期工事における解体・撤去等業務終了時に「別紙10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。なお、提出図書の体裁、部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとすること。また、これら図書の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

ク 業務報告書・業務完了届

- 解体・撤去工事業務については、「年次業務報告書」を提出すること。
- 解体・撤去工事業務が完了したときは、市に「解体・撤去工事業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 解体・撤去設計業務に係る市との調整

市と事業者との間で既存施設の解体・撤去設計に係る協議を目的とする「解体・撤去設計部会」を開催する。「解体・撤去設計部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 解体・撤去設計業務に係る市による任意の確認

市は事業者に解体・撤去設計状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 解体・撤去設計業務に係る進捗管理

解体・撤去設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、市との協議等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

エ 解体・撤去設計業務に係る設計変更について

本施設を取り巻く環境の変化や法令等の変更によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 解体・撤去設計業務に係る関係機関との調整支援

市が国・県ほか関連機関及び府内関係者に対して行う報告業務等について協力す

ること。

カ 解体・撤去工事業務に係る市との調整

市と事業者との間で本施設の建設に係る協議を目的とする「解体・撤去工事部会」を開催する。「解体・撤去工事部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

キ 解体・撤去工事業務に係る進捗管理

解体・撤去工事の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との確認、協議等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。

ク 解体・撤去工事業務に係る設計変更について

解体・撤去工事を進める中、要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

ケ 解体・撤去工事業務に係る事故対応

解体・撤去工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事故発生報告書を提出すること。

コ 解体・撤去工事業務に係る災害対応

名古屋市域において震度5強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度5弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。

また、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。

サ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関連機関及び府内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

シ その他

工事に係る提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。

2 業務の要求水準

(1) 解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務

事業者は、本事業に必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、土壤汚染状況調査、アスベスト事前調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

(2) 解体・撤去に係る設計業務

ア 業務の実施

- (ア) 事業者は、関係法令等に基づき関係部署と事前相談、協議等を解体・撤去に係る設計の初期段階から行うこと。
- (イ) 市は、必要があると認めるときは、設計変更を求めることができる。また、事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。
- (ウ) 解体・撤去に係る設計時等において、本事業の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣住民等への説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や参加人数等は市と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- (エ) 解体・撤去工事業務段階において、国土交通省告示第98号別添一1項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

イ 積算業務

- (ア) 解体・撤去に係る設計時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、内訳書を作成し、提出すること。
- (イ) 内訳書は、請負代金内訳書（本事業における内訳書）及び参考代金内訳書（比較用。市に単価コードがある項目について、コード入力したもの）とする。
- (ウ) 内訳書は、RIBC2により作成すること。（RIBC2とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「營繕積算システム」を指す。）
- (エ) RIBC2データ及び印刷物を提出すること。

(3) 解体・撤去に係る工事着手前業務

ア 近隣調査・準備調査等

- (ア) 事業者は、解体・撤去に係る工事着手に先立ち、近隣に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- (イ) 解体・撤去に係る工事着手前において、本事業の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣住民等への説明会を開催すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- (ウ) 事業者は、近隣施設、近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動等に十分配慮した工事計画で解体・撤去に係る工事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて、工事内容の説明を適宜実施すること。
- (エ) 近隣住民等への説明会及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- (オ) 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者等と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

イ 仮設計画

- (ア) 本工事において、設置可能な範囲で道路面等に対して防護柵を設ける。防護柵に

は完成予想図や整備状況などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
 (イ) 防護柵が既存の外灯等の障害となる場合には、仮設照明等により必要な措置を講ずること。

(4) 解体・撤去工事業務及びその関連業務

ア 解体対象施設の概要

解体対象施設は以下のとおりとする。なお、各解体対象施設の詳細は「別紙 09 既存施設位置図」及び「参考 e 既設図面」による。

表 6-1 解体対象施設の概要

区分	内容	
構造・規模	合計	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 : 4,844.76 m²
	斎場棟 (1970 年竣工)	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 : 1,863.56 m² RC 造 (地上 1 階／一部地下階) 主な諸室 : エントランスホール
	待合棟 (1982 年竣工、一部 1972 年竣工)	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 : 1,155.11 m² RC 造 (地上 2 階※渡り廊下含む) 無料休憩スペース 3 箇所 (各階 1 箇所) 売店 1 箇所 喫茶室 1 室
	管理事務所棟 (1991 年竣工)	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 : 1,679.89 m² RC 造 (地上 3 階) 事務室 1 室 休憩室 (有料・個室) 16 室
	獣し棟 (1985 年竣工)	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 : 105.80 m² S 造 (地上 1 階)
	技士待機室	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 : 21.90 m² S 造 (地上 1 階)
	更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 : 18.50 m² 軽量鉄骨造 (地上 1 階)
設備	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉 : 46 基 (うち、大型炉 2 基) 台車式火葬炉、再燃焼炉付 (1 対 1 方式)、全自動バーナ、燃料 : 都市ガス (天然ガス) 13A 遺体保管室 2 体保管可 動物炉 : 2 基 再燃焼炉付、燃料 : 都市ガス (天然ガス) 13A 	
外構	残存煙突杭撤去 (PC 杭)	<ul style="list-style-type: none"> 杭径 φ 300 mm、深さ 20m、169 本
	残存煙突基礎撤去	<ul style="list-style-type: none"> 169 m²、深さ 4.7m
	現況煙突杭撤去 (PC 杭)	<ul style="list-style-type: none"> 杭径 φ 300 mm、深さ 10m、52 本
	現況煙突基礎撤去	<ul style="list-style-type: none"> 9 m²、深さ 1.5m
	現況煙道架台及び基礎撤去	<ul style="list-style-type: none"> 一式

区分	内容	
	煙突架台杭撤去 (PC 杭)	• 杭径 $\phi 300 \text{ mm}$ 、深さ 6m、14 本
	現況及び残存煙道撤去	• 一式
	地下埋設油タンク	<ul style="list-style-type: none"> • 7,500ℓ、1 本 • 9,500ℓ、3 本 • 10,000ℓ、1 本 <p>※詳細は「参考 d 地中障害物位置図」による。</p>
	斎場棟西側オブジェ撤去	• 一式
	駐車場・植栽等撤去	• 一式
	物置・工作物等撤去	• 一式
	水路	• 事業者提案による
造成	南側擁壁	• 一式
	北側擁壁	• 一式

イ 解体・撤去工事要件

- (ア) 第 5 2 (2) ア～ユに定めるところによること。
- (イ) 解体及び撤去は敷地内に残存する杭等地中残留物も含め全て対象とすること。事業区域内の埋設配管・配線及び桿・側溝等についても全て撤去とする。撤去後は雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。
- (ウ) 事業地内には「砒素及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壌が存在する区域があるため、発生した汚染土壌は関係法令及び法令適用基準に定められた方法により、適切に処理及び処分すること。
- (エ) 未調査範囲について、既存建築物の解体後、速やかに指定調査機関による詳細調査を実施し、汚染範囲を確定させること。なお、具体的な調査方法及び施工計画の立案については、関係部署との協議及び「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（平成31年3月、環境省 水・大気環境局 土壤環境課）に基づき実施すること。なお、処分費用、各種調査に要する期間と費用等については、未調査範囲を「砒素及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壌が存在するものとして事業者の責任において適切に見込むこと。
- (オ) アスベスト含有建材は関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処理及び処分を行うこと。ただし、事業者が行う事前調査等によりアスベストが含有していないことが判明した場合は一般建材として適切に処分を行うこと。なお、事前調査等に要する費用、撤去に要する期間と費用については事業者の責任において適切に見込むこと。
- (カ) PCB 使用電気機器及び PCB 含有シーリング材の有無について調査を行い、ある場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「PCB 使用電気機器の取扱いについて」等関係法令を遵守し、市及び関係行政機関と協議の上、適切な保管方法について提案を行うこと。なお、ない場合は、処理運搬処分に関する費用については事業者の負担とする。
- (キ) 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先については「別紙 12 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。

(5) 完工後業務

完工後業務として以下に示す内容を実施すること。なお、以下に示す、「完了検査」、「完工確認」はそれぞれⅠ期工事における解体・撤去等業務の完了時及び解体・撤去等業務（完工後業務を除く）の完了時の計2回実施すること。

ア 完了検査

解体・撤去工事に係る事業者による完了検査は、Ⅰ期工事における解体・撤去等業務の完了時及び解体・撤去等業務（完工後業務を除く）の完了後、速やかに実施すること。

イ 実施方法

解体・撤去工事に係る完了検査は、次の規定に即して実施すること。

(ア) 事業者による完了検査

- a 事業者は、解体・撤去工事の完了後、事業者自身による完了検査を行うこと。
完了検査の実施については、その実施日程を14日前までに市に通知すること。
- b 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む）とともに、その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 市の完工確認等

- a 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力すること。
- b 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認を行うものとする。
- c 市は完工確認の結果、要求水準等の未達事項について期限を定めたうえで、事業者に書面をもって是正や補修等の指示を行うものとする。
- d 市は是正事項の対応後に検査結果通知を事業者に書面にて通知するものとする。

(ウ) 完工確認後の是正等

- a 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- b 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から検査結果通知を受けること。

(エ) 完工図書の提出

市による完工確認にあわせて「別紙10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。なお、提出図書の体裁、部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとすること。

(6) 各種関係機関との調整業務

- ア 事業者は、解体・撤去等業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。
- イ 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築指導課、緑政土木局関係部署等との必要な協議を行うこと。
- ウ 申請及び手続き等で関係行政機関等に提出した書類及び関係機関等より受理した許認可書等の写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。
- エ 協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

(7) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、解体・撤去に係る設計業務着手前に要求水準確認計画書（チェックリスト含む）を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。なお、内容は「建築（土木以外の部分を含む）」、「土木（擁壁・水路・道路）」に区分すること。
- イ 解体・撤去に係る設計業務における要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとすること。
- ウ 事業者は、「解体・撤去に係る工事着手前業務」の着手前に要求水準確認計画書（チェックリスト含む）を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- エ 解体・撤去に係る要求水準確認計画書については、管理技術者（設計）で作成することが適當と判断する部分については管理技術者（設計）に作成させ、管理技術者（工事監理）で作成することが適當と判断する部分については管理技術者（工事監理）に作成させることができる。
- オ 解体・撤去等業務に係る要求水準確認計画書のチェックリストにおいては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類、、施工現場での測定等）、確認時期（解体・撤去に係る設計図書の作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。また、要求水準の確認における図面等の資料（以下、「要求水準確認資料等」という。）については、該当部分が一目でわかるように補足資料も併せて作成すること。
- カ 解体・撤去に係る設計業務完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。なお、設計段階において確定することが困難な事項がある場合は、困難な理由を市に説明した上で「施工時、要求水準に適合するよう対応」する旨を要求水準確認報告書に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。
- キ I期工事における解体・撤去等業務の完了時及び解体・撤去等業務完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(8) その他解体・撤去等業務において必要な業務

- 既存地蔵については、解体・撤去工事着手前に一時的に移設し、工事完了後に敷地内に復旧すること。移設、復旧の詳細については市と協議のうえ決定すること。なお、工事期間中に破損した場合は事業者の責任において、修復等を行うこと。
- 事業者は、その他解体・撤去等業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第7 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

既存の管理事務所の解体後にも動物炉の稼働及び動物の火葬業務を継続できるよう獣し棟用仮設管理事務所（以下、「仮設管理事務所」という。）を設置するとともに、動物炉、仮設管理事務所の運用に必要な各種インフラの切り替え工事を実施する。また、設置した仮設管理事務所及び各種インフラはⅡ期工事にて撤去する。

なお、仮設管理事務所設置は事業者が市へ無償リースすることを前提とし、設置期間中は市が利用できる状態を保つことを条件とする。

(2) 業務の区分

- ア 仮設管理事務所に係る事前調査及びその関連業務
- イ 仮設管理事務所設計業務
- ウ 仮設管理事務所設置着手前業務
- エ 仮設管理事務所設置・撤去業務
- オ 完工後業務
- カ 備品設置業務
- キ 各種関係機関との調整業務
- ク セルフモニタリング業務
- ケ その他仮設管理事務所設置・撤去業務において必要な業務

(3) 業務期間

獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務は事業スケジュールを踏まえ、令和6年度を仮設管理事務所設置工事期間、仮設管理事務所設置完了から供用開始日までを維持管理期間として、事業者が計画すること。

(4) 実施体制

事業者は、仮設管理事務所設計について、管理技術者（設計）を配置し、仮設管理事務所設計業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。実施体制表には、管理技術者（設計）についての記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、設計業務で配置する管理技術者（設計）と仮設管理事務所設計にて配置する管理技術者（設計）は兼ねることができるものとする。

また、仮設管理事務所設置・撤去について、監理技術者を配置し、仮設管理事務所設置・撤去工事業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。実施体制表には、監理技術者についての記載を必須とし、その他の担当者については、事業者の提案による。なお、建設業務で配置する監理技術者と獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務にて配置する監理技術者は兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 仮設管理事務所設計業務計画書

事業者は、契約締結後14日以内に仮設管理事務所設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。仮設管理事務所設計業務日程表は、調査工程、設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、各種手続き及び市との協

議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- ・仮設管理事務所設計業務着手届
- ・仮設管理事務所設計業務実施体制表
- ・仮設管理事務所設計業務日程表
- ・管理技術者（設計）届（経歴書、資格証添付）

イ 仮設管理事務所設計期間中業務に係る必要書類

事業者は、仮設管理事務所設計期間中に以下の書類について、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、打合せ記録簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。

- ・アスベスト調査等の仮設管理事務所設計に必要な事前調査報告書
- ・各種申請等の手続きに必要な書類の写し
- ・各種許認可書等の写し
- ・打合せ記録簿
- ・その他仮設管理事務所設計に必要な書類等

ウ 仮設管理事務所設計業務に係る必要書類

- (ア) 仮設管理事務所設計終了時には、「別紙 10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとすること。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 仮設管理事務所設計業務報告書・仮設管理事務所設計業務完了届

- (ア) 仮設管理事務所設計業務については、「年次業務報告書」を提出すること。
- (イ) 仮設管理事務所設計業務が完了したときは、市に「仮設管理事務所設計業務完了届」を提出すること。

オ 仮設管理事務所設置・撤去工事業務計画書

事業者は、「仮設管理事務所設置工事着手前業務」の着手 30 日前までに仮設管理事務所設置・撤去工事業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- ・仮設管理事務所設置・撤去工事着手届
- ・仮設管理事務所設置・撤去工事業務実施体制表
- ・監理技術者届（経歴書、資格証添付）
- ・工事記録写真撮影計画書
- ・仮設計画書
- ・詳細工程表
- ・下請負届
- ・施工体制台帳の写し

- 緊急時の連絡体制表

力 仮設管理事務所設置・撤去工事期間中業務に係る必要書類

事業者は、仮設管理事務所設置・撤去工事期間中に以下の書類を作成し、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、工事打合せ簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- 週間工程表・月間工程表
- 残土処分計画書・実施書
- 産業廃棄物処分計画書・実施書
- 再生資源利用（促進）計画書・実施書
- マニフェスト（総括表のみ）
- 施工体制台帳の写し（追加・変更後隨時）
- 工事打合せ簿
- その他工事施工に必要な届出等

キ 仮設管理事務所設置・撤去工事業務に係る必要書類

仮設管理事務所設置完了時、仮設管理事務所設置・撤去業務完了時に、「別紙10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。

提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。なお、仮設管理事務所設置後の保管場所は仮設管理事務所とし、仮設管理事務所の撤去前に新設施設にこれら図書（保管に必要な什器・備品含む）を移動させること。

ク 業務報告書・業務完了届

獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務については、「年次業務報告書」を提出すること。

獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務が完了したときは、市に「獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 仮設管理事務所設計業務に係る市との調整

市と事業者との間で仮設管理事務所設計に係る協議を目的とする「仮設管理事務所設計部会」を開催する。「仮設管理事務所設計部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 仮設管理事務所設計業務に係る市による任意の確認

市は事業者に仮設管理事務所設計状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 仮設管理事務所設計業務に係る進捗管理

仮設管理事務所設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、市との協議等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

エ 仮設管理事務所設計業務に係る設計変更について

本施設を取り巻く環境の変化や法令等の変更によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 仮設管理事務所設計業務に係る関係機関との調整支援

市が国・県ほか関連機関及び府内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

カ 仮設管理事務所設置・撤去工事業務における市との調整

市と事業者との間で本施設の建設の全般についての協議を目的とする「仮設管理事務所設置・撤去工事部会」を開催する。「仮設管理事務所設置・撤去工事部会」は、市と協議の上で、定期的に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

キ 仮設管理事務所設置・撤去工事業務における市による任意の確認

市は事業者に建設状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ク 仮設管理事務所設置・撤去工事業務における進捗管理

工事の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、市との協議等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。

ケ 仮設管理事務所設置・撤去工事業務における設計変更について

仮設管理事務所設置・撤去工事業務を進める中、要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

コ 仮設管理事務所設置・撤去工事業務における事故対応

工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事故発生報告書を提出すること。

サ 仮設管理事務所設置・撤去工事業務における災害対応

名古屋市域において震度5強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度5弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。

また、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。

シ 仮設管理事務所設置・撤去業務に係る建築発生土

建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先については「別紙12 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。

ス 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関連機関及び府内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

セ その他

提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。

2 業務の要求水準

(1) 仮設管理事務所に係る事前調査及びその関連業務

事業者は、本事業に必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。なお、地質調査を行った場合は、調査結果を一般財団法人国土地盤情報センターによる検定を受けた上で、登録の手続きを行うとともに、検定証明書を電子データで提出すること。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

(2) 仮設管理事務所設計業務

ア 業務の実施

- (ア) 事業者は、関係法令等に基づき所管部署と事前相談、協議等を仮設管理事務所に係る設計の初期段階から行うこと。
- (イ) 市は、必要があると認めるときは、設計変更を求めることができる。また、事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。
- (ウ) 仮設管理事務所に係る設計時等において、本事業の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣住民等への説明会を必要に応じて開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や参加人数等は市と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- (エ) 仮設管理事務所設置・撤去工事業務段階において、国土交通省告示第98号別添一項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

イ 積算業務

仮設管理事務所に係る設計時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、以下の内容にて内訳書を作成し、提出すること。

- (ア) 内訳書は、請負代金内訳書（本事業における内訳書）及び参考代金内訳書（比較用。市に単価コードがある項目について、コード入力したもの）とする。
- (イ) 内訳書は、RIBC2により作成すること。（RIBC2とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。）
- (ウ) RIBC2データ及び印刷物を提出すること。

(3) 仮設管理事務所設置工事着手前業務

- ア 事業者は、着工に先立ち、近隣に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- イ 事業者は、「近隣施設」、「近隣住民の活動及び生活」に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動等に十分配慮した工事計画で仮設管理事務所設置工事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて、工事説明を適宜実施すること。
- ウ 説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- エ 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

(4) 仮設管理事務所設置・撤去業務

ア 仮設管理事務所の要件

(ア) 仮設管理事務所の規模

- a 以下に示す必要諸室面積を確保すること。
- b 獣し炉の営業に支障が無く来場者駐車スペースを確保した上で、必要諸室要件が満たせる場合は、平屋建て又は2階建てのいずれの提案も可とする。

表 7-1 仮設管理事務所の必要諸室面積

諸室	面積
受付・事務室	25 m ²
給湯室	3 m ²
トイレ（バリアフリー）	4 m ²
更衣室・洗濯室	6 m ²
シャワー室	2 m ²
共用部	提案

（イ） 仮設管理事務所の性能・機能

以下に示す性能・機能を満足すること。なお、仮設管理事務所の設置時のみならず、仮設管理事務所が設置されてから撤去されるまでの間、これらの性能・機能を維持できるよう管理すること。

- a 給湯室、トイレ及びシャワー室には給水・給湯・排水を設けること。なお、洗濯室には洗濯機を置けるスペースを確保するとともに洗濯機用水栓及び洗濯機用の排水を設けること。
- b 受付・事務室については空調を設けること。
- c 受付・事務室、給湯室、トイレ、更衣室・洗濯室、シャワー室については機械換気設備を設けること。
- d 受付・事務室、給湯室、トイレ、更衣室・洗濯室、シャワー室については照明設備を設けること。
- e 電話は光ケーブルとし、インターネットと兼用することを想定し、建物内の配管・配線を行う。
- f 電話は事務室に2台設置すること。
- g 動物火葬棟とは内線とすること。
- h 予約システム及び職員情報システムの引込用として、空配管を用意すること。

- i 仮設管理事務所の外部及び内部に管理用カメラを設置すること。
- j コンセント設備は各諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。

イ 仮設管理事務所の設置業務

- 仮設管理事務所の建設、動物炉稼働に必要な仮設ガスガバナー（小屋含む）を設置すること。
- 仮設事務所設置に伴い、既設獣し棟のスロープが支障となる場合は、先行して撤去することも可とする。
- 仮設管理事務所と既設獣し棟間に隣棟間延焼ラインが発生する場合は、獣し棟の建具を防火設備に改修すること。
- 仮設管理事務所にアクセスしやすい位置に来場者駐車スペースを確保すること。
- 仮設管理事務所の建設に向けたインフラの切り回しを行うこと。また、下記インフラ条件を基に、仮設管理事務所用インフラの新設及び獣し棟用インフラの切り回しを行うこと。架空電線に近接して仮設管理事務所を設置する場合は、架空電線に保護材を設ける等の安全対策を行うこと。

表 7-2 仮設管理事務所の設置条件

給水新規引込	仮設管理事務所 獣し棟	給水管口径 25A
排水	仮設管理事務所 獣し棟	仮設管理事務所及び獣し棟の運用に必要な排水管口径
電気容量	獣し棟	獣し棟の運用に必要な電気容量
	仮設管理事務所	仮設管理事務所の運用に必要な電気容量
ガス	中圧ガスは動物炉の稼働に必要な容量で引き込むこと。低圧ガスは必要に応じて、仮設管理事務所及び獣し棟の運用に必要な容量で引き込むこと。	
通信・電話	引込み工事は別途工事とする。建物内の MDF 盤の設置及び配管・配線等は本事業にて行う。	

ウ 仮設管理事務所の撤去業務

新設施設の供用が開始され、既存獣し棟での火葬業務終了後、仮設管理事務所及び仮設ガバナー（小屋含む）、既存獣し炉棟及び仮設管理事務所用に切り回しを行った各種インフラ配管・配線の撤去を行う。

（5）完工後業務

完工後業務として以下に示す内容を実施すること。なお、以下に示す、「完了検査」、「完工確認」はそれぞれ「仮設管理事務所の設置後」及び「獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務（完工後業務を除く）の完了後」の計 2 回実施すること。

ア 完了検査

完了検査は、「仮設管理事務所の設置後」及び「獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務（完工後業務を除く）の完了後」、速やかに実施すること。

イ 実施方法

完了検査は、次の規定に即して実施すること。

（ア）事業者による完了検査

a 事業者は、仮設管理事務所の設置工事完了後、事業者自身による完了検査、建築

基準法等に基づく本施設の完了検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転を行うこと。完了検査及び試運転の実施については、その実施日程を 14 日前までに市に通知すること。

- b 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準確認報告書とともに、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 市の完工確認等

- a 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力をすること。
- b 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認を行うものとする。
- c 市は完工確認の結果、要求水準等の未達事項について期限を定めたうえで、事業者に書面をもって是正や補修等の指示を行うものとする。
- d 市は是正事項の対応後に検査等結果通知を事業者に書面にて通知するものとする。

(ウ) 完工確認後の是正等

- a 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- b 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から完工確認通知を受けること。

(エ) 完工図書の提出

市による完工確認にあわせて「別紙 10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。なお、提出図書の体裁、部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとすること。

(6) 備品設置業務

以下に示す備品を設置及び移設すること。なお、運用にあたって調整が必要な機器類については、調整作業を行うこと。

ア 設置する備品

- 受付カウンター
- 衝立（カウンターから事務室が見えない大きさ・数とすること）
- ロッカー 6 台（幅 450 mm、奥行き 515 mm、高さ 1,790 mm）
- IHコンロ（2 口）
- セルフ決済機（タッチパネル操作、件数の閲覧等が行えるものとすること）

イ 管理事務所から移設する備品

- 電話、FAX
- 体重計（死亡動物計量用）
- コピー機
- 冷蔵庫、レンジ
- レジスター及び端末機器

(7) 各種関係機関との調整業務

- ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。

- イ 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築審査課、建築指導課、緑政土木局関係部署等との必要な協議を行うこと。
- ウ 申請及び手続等で関係行政機関等に提出した書類の写しを申請後、市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。
- エ 協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

(8) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務着手前に要求水準確認計画書(チェックリスト含む)を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- イ 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務に係る要求水準確認計画書のチェックリストについては、個別の確認項目毎に必要な事項を記載すること。
- ウ 仮設管理事務所の設置後及び獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準書等確認報告書を市へ提出し、市が要求した性能等に適合していることについて市の確認を受けること。

(9) その他獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務において必要な業務

事業者は、その他獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第8 工事監理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

設計図書に基づく既存施設の解体・撤去工事、新設施設の改築工事、外構工事、擁壁の撤去・新設工事、水路の切り回し工事及び獣し棟用仮設管理事務所の設置・撤去工事が要求水準、遵守すべき法令等に合致し、適切に実施されているかを確認する。

(2) 業務の区分

- ア 工事監理業務
- イ 工事監理状況の報告業務
- ウ 各種関係機関との調整への協力業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他工事監理業務において必要な業務

(3) 業務期間

工事監理業務の期間は、引渡し（新設施設及び外構）及び引渡し（本施設全体）に間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

工事監理業務を行う主体は、建設業務、既存施設の解体、撤去等業務及び獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を行う主体と異なる者とする。

事業者は管理技術者（工事監理）を配置し、業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。工事監理体制表には、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、火葬炉設備、土木等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者の配置する場合は、あわせて記載すること。なお、管理技術者（工事監理）及び専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。また、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者または機械設備担当者と兼ねることができるものとする。なお、火葬炉設備担当者は、躯体工事以降について専任かつ常駐して業務を行い、土木担当者は擁壁・水路・道路舗装に関する業務を行う期間について専任かつ常駐を要するものとする。

(5) 報告事項

ア 工事監理業務計画書

事業者は、工事監理業務着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）及び業務方針を含む工事監理業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。工事監理業務日程表は、各種検査日、工事監理業務報告日及び市との協議調整等を盛り込んだものとすること。また、工種別工事監理業務計画書は、業務を的確に実施するために必要な確認方法、確認時期及び記録方法等について記載すること。

- ・工事監理業務着手届
- ・工事監理体制表
- ・工事監理業務日程表
- ・工種別工事監理業務計画書

- 管理技術者（工事監理）等届（経歴書添付）

イ 工事監理期間中業務に係る必要書類

事業者は、工事監理期間中に以下の書類について、市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、打合せ記録簿については、市との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。

- 工事監理報告書
- 打合せ記録簿
- その他工事監理に必要な書類等

ウ 業務報告書・業務完了届

工事監理業務については、「年次業務報告書」を提出すること。

工事監理業務が完了したときは、市に「工事監理業務完了届」を提出すること。

（6）留意点

ア 工事監理業務に係る市との調整

市と事業者との間で工事監理業務に係る協議を目的とする「工事監理部会」を開催する。「工事監理部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 工事監理業務に係る市による任意の確認

市は事業者に工事監理状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

2 業務の要求水準

（1）工事監理業務

- ア 事業者は、工事監理の着手に際し、募集時の事業提案書の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務計画書等に基づき、工事監理を行うこと。
- イ 工事監理業務内容は、国土交通省告示第98号 別添一第2項第1号及び2号に定められた標準業務に加え、使用材料・機器の仕様及び施工内容・方法等が「別紙02 遵守すべき法令等」に記載されている内容と適合していることを確認すること。
- ウ 設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む）どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務を行うこと。
- エ 管理技術者（工事監理）が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは管理技術者（工事監理）の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。
- オ 建設業務、既存施設の解体・撤去等業務及び獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務に係る要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書について、市が要求した性能等に適合していることを確認すること。

(2) 工事監理状況の報告業務

事業者は、管理技術者（工事監理）に「設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む）」と工事との照合及び確認の結果を記録させ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録（工事監理者が施工状況を確認している様子を撮影した写真）等を含んだ工事監理報告書を作成するとともに、定期的（毎月1回以上）に市に報告すること。また、市が必要に応じて工事監理者からの説明、現場の確認及び協議を求めた場合は、隨時応じること。市への完了検査報告は、管理技術者（工事監理）が事業者を通じて行う。

(3) 各種関係機関との調整への協力業務

「第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (6) 各種関係機関との調整業務」、「第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (6) 各種関係機関との調整業務」、「第7 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (7) 各種関係機関との調整業務」等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。

(4) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、工事監理業務の実施前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市の要求に適合していることの確認を受けること。
- イ 工事監理業務に係る要求水準確認計画書のチェックリストについては、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うこと。
- ウ 事業者は、工事監理業務の完了前に要求水準確認報告書とともに市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(5) その他工事監理業務において必要な業務

事業者は、その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。